

(6)児童虐待相談後の処遇

- 処遇別内訳では、訪問や来所等による「面接指導」が全体の約9割を占めています。
- 保護が必要とされ、「施設入所」や「里親委託」と処遇された件数は、57件となっています。

【現状】

児童虐待の相談を受け対応した結果、面接指導を継続することとなったものは、844件と全体の90.8%にのぼります。

児童虐待の再発防止のためには、継続した面接指導とともに、関係機関が役割分担のうえ、連携して支援し、地域全体でその家庭を見守っていくことが重要です。

また、相談通告があったもののうち、57件について保護が必要と判断し、児童福祉施設への入所や里親への委託を行いました。入所や委託の件数は、この数年大きな変動はなく、虐待通告の増加とは直結していませんが、これらの児童の自立に向けて、施設や里親による養育を支援するとともに、児童養護施設の環境改善や心理士の配置などをより進めていくことが必要です。

表6 児童虐待相談後の処遇内訳（平成23年度）

（単位：件、%）

処遇 件数	児童福祉施設 入 所	里親・保護 受託者委託	面接指導	その他	計
相談件数	51	6	844	29	930
構成比	5.5	0.6	90.8	3.1	100

（参考：平成22年度）

相談件数	61	1	756	40	858
構成比	7.1	0.1	88.1	4.7	100

（参考2：平成17年度）

相談件数	55	4	457	17	533
構成比	10.3	0.8	85.7	3.2	100

○児童虐待相談後の処遇内訳（平成23年度）

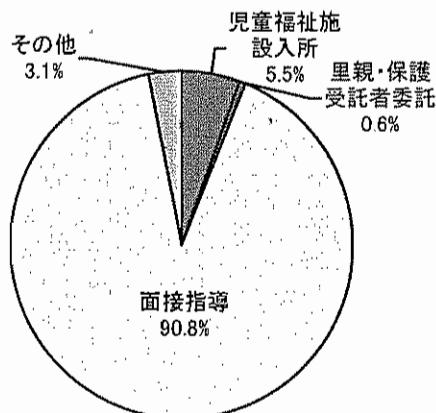
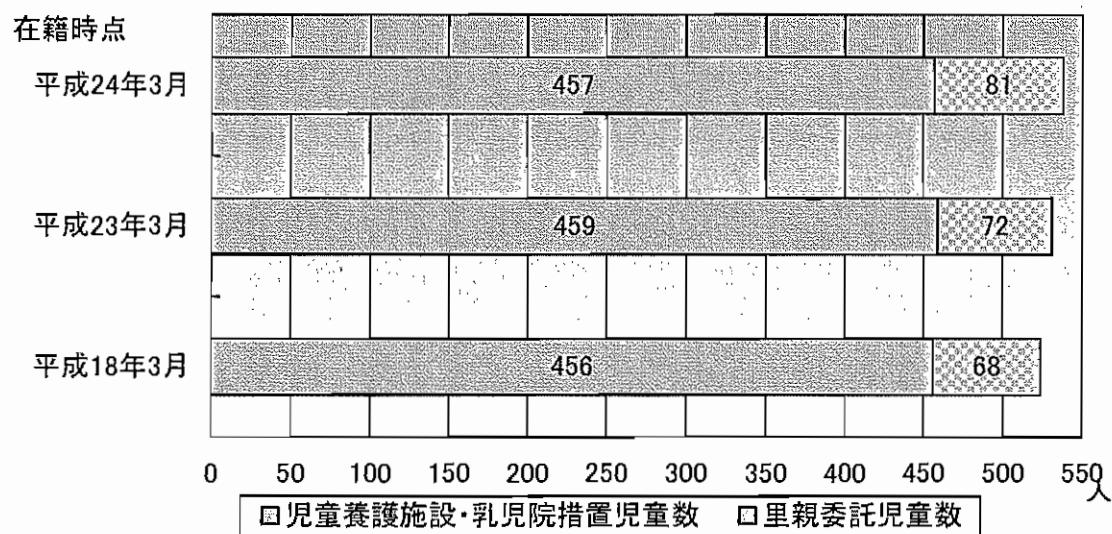


表7 児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数 (単位:人)

人数	時点	H18.3.1現在	H23.3.1現在	H24.3.1現在
児童養護施設・乳児院措置児童数		456	459	457
里親委託児童数		68	72	81
合計		524	531	538

○児童養護施設・乳児院・里親委託時点別在籍者数



(7)被措置児童虐待の状況及び講じた措置等

平成20年12月に改正された児童福祉法第33条の16の規定では、都道府県知事は、児童福祉施設等に措置された児童が虐待された場合の状況、講じた措置等を毎年度公表するよう義務づけられています。

平成23年度の状況は下記のとおりでした。

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数	非該当件数
2件	2件	2件	0件

【事例1】

通告等の受理年月	平成23年11月
施設等種別	障がい児施設等（障がい児入所施設（知的障害児施設））
被虐待児童等の状況	男性3名
虐待の類型	身体的虐待
加害職員	施設職員4名
被措置児童虐待 の概要	<ul style="list-style-type: none">職員の口頭による制止に従わず激しくドアノブを搖さぶっていた児童に対して、職員が感情的に近くの椅子を蹴り上げたところ、椅子が児童の顔面にあたり受傷させた。左目まぶた内出血有り。児童が特定の椅子にこだわり他者を座らせないようにしたので、職員が故意に椅子に着座したところ、児童が職員に爪を立てて椅子から下ろそうしたことから、職員が児童の髪を引っ張り、顔を叩いた。児童が強いこだわりにより自室のカーテンを引きちぎり、外から丸見えの状態であったが、児童が自室での着替えにこだわり、別室への移動に激しく抵抗したことから、職員が児童の胸倉を掴み、身体を蹴った。打撲、右頬が腫れる。
講じた措置	施設から事情聴取 児童の聴き取り調査 改善計画の微収（施設内虐待防止マニュアルの再確認と周知徹底、再発防止に向けた職員研修の充実等）

【事例 2】

通告等の受理年月	平成 24 年 2 月
施設等種別	社会的養護関係施設（児童養護施設）
被虐待児童等の状況	男性 2 名、女性 1 名（いずれも小学生）
虐待の類型	身体的虐待
加害職員	施設職員 4 名
被措置児童虐待 の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他児をトイレに閉じ込めた児童に対して職員が口頭指導したところ、児童が聞き入れず、双方が感情的になり、職員が平手で児童の頬を叩いた。 ・ 他児の就寝妨害を行った児童に対して、職員が指導のため別室に移動させたところ、児童が勝手に居室に戻ろうとしたため、職員が平手で児童の頬を叩いた。また、当該児童を指導のため別室に移動させたが、児童が別室から逃げ出すおそれがあると判断した職員が児童をビニール紐で椅子に拘束した。 ・ 他児への暴言に対する指導のため、職員が児童を別室に移動させようとしたところ、児童が暴れて抵抗したことから、職員が児童の腕を後ろ手にねじった。また、他児への暴力場面を目撃した職員が、口頭での指導を行ったが暴力を止めなかつたため、児童の頭をげんこつで叩いた。また、他児（乳児）を抱いていた児童が明らかに意図的に床に落としたことから、児童の頭をげんこつで叩いた。
講じた措置	施設から事情聴取 児童の聴き取り調査 改善計画の微収（加害職員の配置転換、児童のグループ構成や職員配置体制の見直し、再発防止に向けた職員研修の実施等）

(8)立入調査、臨検・搜索及び一時保護の実施状況

- 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3で定められた臨検・搜索については、実施したケースはありませんでした。
- 一時保護された児童のうち、虐待の事由によるものが全体の約43%を占めています。

【現状】

平成20年4月の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正により、児童の安全確認等のための立入調査の強化（臨検・搜索の追加）、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置が規定されました。

平成23年度においては、臨検・搜索の事例はありませんでしたが、出頭要求は12件、立入調査は6件、再出頭要求は1件実施しました。

また、児童相談所による一時保護及び児童養護施設等への委託一時保護を実施した児童は419人で、うち約43%が虐待相談であり、人数も延べ保護日数も昨年度より大きく増えました。

表8 児童虐待防止法に基づく対応件数（平成23年度）(単位：件)

対応	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・搜索	援助要請
件数	930	12	6	1	0	12

(参考:平成22年度)

件数	858	22	0	0	0	8
----	-----	----	---	---	---	---

表9 相談事由別一時保護の実施状況（平成23年度）(単位：人、日)

	養護相談		障がい	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他					
保護人数	178	163	10	48	15	5	419
構成比・人数	42.5	38.9	2.4	11.4	3.6	1.2	100
延べ保護日数	4,347	2,709	108	894	263	29	8,350
構成比・日数	52.1	32.4	1.3	10.7	3.2	0.3	100

(参考:平成22年度)

保護人数	118	128	15	55	14	4	334
構成比・人数	35.3	38.3	4.5	16.5	4.2	1.2	100
延べ保護日数	2,461	2,552	230	1,091	333	84	6,751
構成比・日数	36.5	37.8	3.4	16.2	4.9	1.2	100

(9)重篤事例検証委員会の検証結果を受けた取組

① 平成22年4月に鈴鹿市で発生した重篤な児童虐待事例に関して、問題の抽出、発生原因の分析等の検証を行い、再発防止策を検討することを目的として、平成22年5月に三重県児童虐待重篤事例検証委員会を設置しました。その後、5回にわたる会合等を経て、9月27日に知事に対し検証報告書が提出されました。

検証報告書の論点は以下のとおりです。

- 県と市町の情報伝達、共有の方法
- 児童虐待の防止等に関する法律に対する適切な対応
- 児童相談所の組織体制

② 検証報告書を踏まえ、平成23年度に以下の取組を実施しました。

- 市町相談体制強化促進

市町との連携強化、県の支援のあり方を検討するため、児童相談所・市町及び市町要保護児童対策地域協議会等の実態調査及び分析を実施し、児童相談体制強化確認表を策定しました。

- 児童相談所等組織力強化

児童相談所の法的対応を適切に判断できる人材の育成や専門性の確保のために、職種や業務内容に応じた研修体系を見直しました。

- 児童相談所の組織見直し

児童相談センター家庭児童支援室に、職員研修や市町との連携強化支援を担当する「改革推進課」と、施設入所児童への支援業務等を担当する「自立支援課」を設置しました。また、北勢児童相談所を3課体制から4課体制とし、児童相談センター及び児童相談所において、正規職員5名、嘱託職員6名を増員しました。

③ 平成24年度には、以下の取組を実施しているところです。

- 市町相談体制強化促進

市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化、ケース進行管理の徹底やバックアップの強化を図るため、策定された児童相談体制強化確認表をツールとして、市町との定期的協議を実施し、県全体の児童相談体制の強化を図ります。

なお、市町職員の人材育成については、児童相談センターの研修に市町職員も対象に加え、現場のニーズにあった体系的な専門研修を実施していきます。

- 児童相談所等組織力強化

前年度に見直した児童相談所職員研修体系に基づき、児童相談対応力を強化します。新研修体系では、実践性、体験型、交流型をキーワードとして、新たに介入型支援や法的対応、児童福祉施設との体験・交流研修、市町との人事交流、警察や教育委員会との共同での立入調査等の実践研修等を実施していきます。

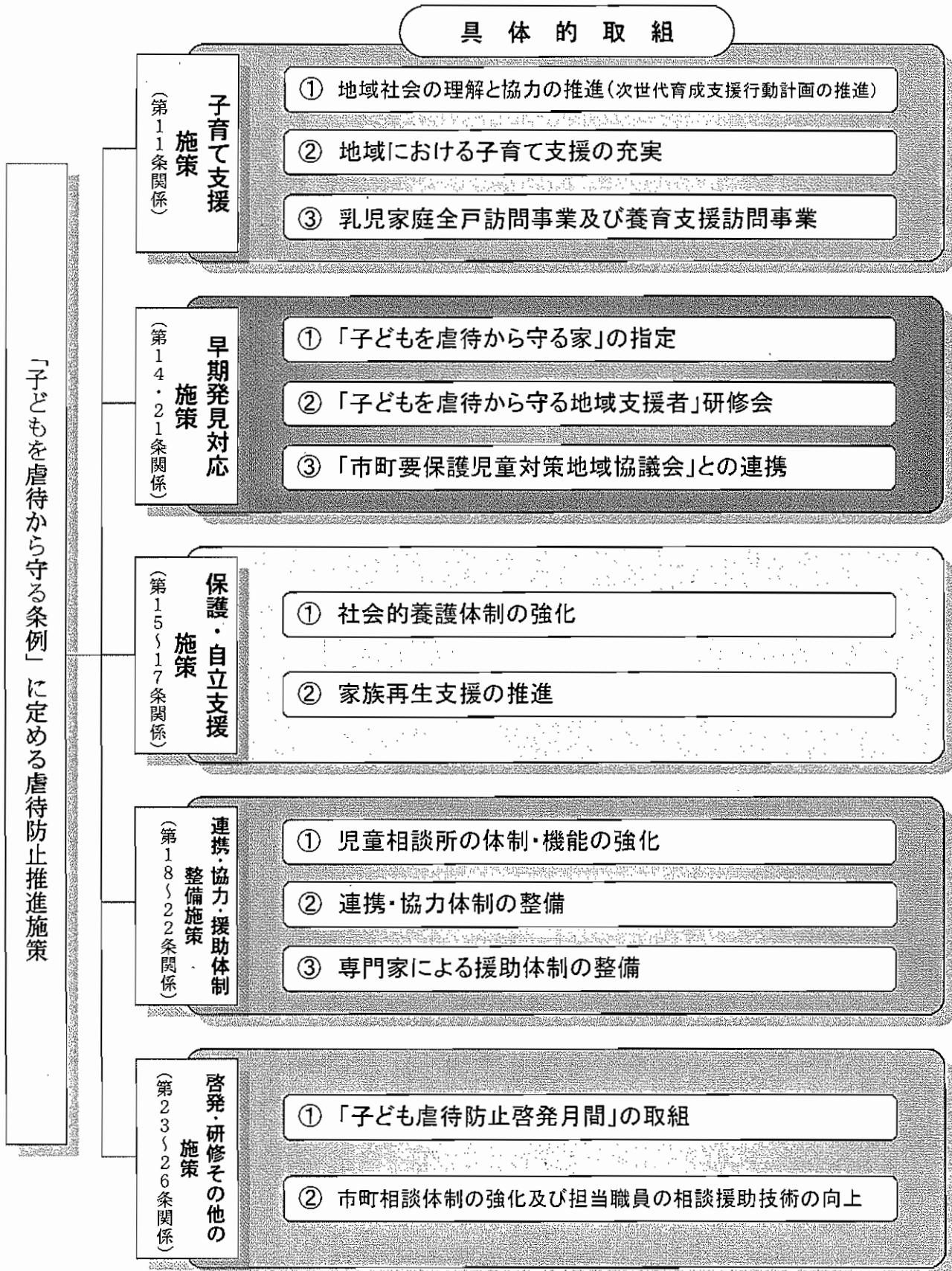
- 児童相談所の組織見直し

平成24年度から、児童相談センターに警察OBを採用し、各児童相談所における児童虐待対応での的確な介入型支援や法的対応を進めています。

第3 県の児童虐待防止等に対する取組状況

(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系

「子どもを虐待から守る条例」に基づき、次の体系による取組を行っています。



(2)子育て支援施策(条例第11条関係)

○子どもを虐待する行為の背景にある子育てを巡る不安等に対応するため、子育てを支援する環境の整備、家庭における育児支援事業等に取り組みました。

【平成23年度の具体的取組】

①地域社会の理解と協力の推進(次世代育成支援行動計画の推進)

「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（計画期間：平成22年度から26年度）では、多様な方々が参画・協働して様々な形態による支援や取組を行うことにより、子どもたちの健やかな育ちや子育て家庭に対する支援を引き続き展開していきます。また子どもたちが持つ自らの育つ力を大切に育み伸ばそうとする「“子育ち”をささえる視点」の共有や、青年期までの将来を見据えた「“とぎれのない支援”という視点」に立った、多様な施策を推進していきます。

この計画では、児童虐待を防止するために、県、市町、関係機関、地域社会が連携して発生予防から早期発見・対応、保護・自立の支援に至るまで、途切れのない総合的な取組を進めました。

本条例に基づき、児童相談所では、様々な事案について市町の要保護児童対策地域協議会の活動を通して、地域社会における児童虐待への理解や対応力の強化を支援しました。

②地域における子育て支援の充実

地域における子どもたちや子育て家庭の支援と、子育てを支援する環境を整備するため、次の事業を行いました。

●市町の放課後対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るために、放課後子どもプラン推進事業（放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業）により総合的な放課後対策を実施しました。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、平成23年5月1日現在、282か所に設置されています。（厚生労働省実施状況調査による）

放課後子ども教室については、平成23年度末現在60か所に設置されています。

●ファミリー・サポート・センター

仕事と育児・介護の両立及び地域の子育てに対する一時預かり等の支援を行

い、労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図るため、市町が実施する「ファミリー・サポート・センター」の設置運営に関する事業に対し、補助を行いました。

平成23年度末現在27市町にファミリー・サポート・センターが設置されています。

③乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

市町が行う訪問事業で、従来の母子保健施策に加え、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。これにより、支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業につなげるなど、適切なサービス提供に結びつけることができることから、平成20年に改正された児童福祉法、社会福祉法における第2種社会福祉事業として位置づけられました。（平成21年4月施行）

平成23年度末現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は29市町、養育支援訪問事業は20市町が実施しています。

この2つの事業は、児童虐待の未然防止及び早期発見に寄与する事業であり、今後もこの取組が全市町に広がるように働きかけていきます。

【今後の課題】

社会全体で子育てや子どもの育ちを見守り支えることの重要性についての理解を促進することが重要です。

育児不安を持つ保護者が身近なところで気軽に相談できるなど、子育て家庭に対する的確な支援が行えるよう、情報の提供や関係機関との連携協働がより必要です。

児童虐待の未然防止のためには発生リスクの軽減と回避が重要となることから、特に妊娠、出産、子育てについて身近に相談等が受けにくい若年層への集中的な取組が必要です。

コラム ~「乳幼児揺さぶられ症候群」について~

“乳幼児揺さぶられ症候群”は、子どもがなだめても泣き止まない時などに激しく前後に揺さぶることで頭の中で出血が起き脳を圧迫するなどにより、重い障がいを残すことや死に至ることがあり、虐待の一つとされています。

特に、首のすわっていない時期の赤ちゃんを揺さぶることは非常に危険です。



赤ちゃんの泣きには特徴がある！

- ・ 泣きにはピークがあります。
(生後2～3か月頃をピークにその後減退します)
- ・ 予測不能なときがあります。
(何をしても泣き止まない時があります)

泣いた時どうする？

- まずは、落ち着くこと！
(理由がわからないときもあります。声かけしながら抱っこをしたり、外に出て環境を変えるのも良いかもしれません)
- 一人で悩まないで、心配な時は保健センターや近くの相談機関に相談してみましょう)

激しく揺さぶっては
いけません！！

☆ 困っているお母さん・お父さんを見かけたときは、「大丈夫。」とか「良い方法がないか一緒に考えましょう。」など、声かけしてあげましょう。

(3)早期発見・早期対応施策(条例第14条及び第21条関係)

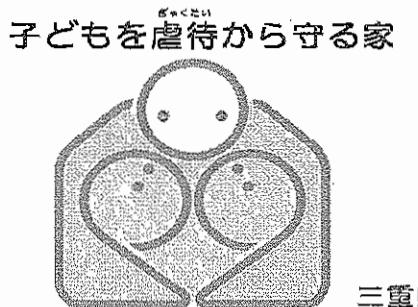
○児童虐待を発見したときには、まず何よりも子どもの安全確保を優先し、早急な状況把握と適切な初期対応を行うことが重要です。そのためには、関係機関等の連携・協力が必要であることから、「子どもを虐待から守る家」の指定や虐待の予防・早期発見等に、市町要保護児童対策地域協議会とともに、連携して取り組みました。

【平成23年度の具体的取組】

①「子どもを虐待から守る家」の指定

「子どもを虐待から守る条例」第21条の規定に基づき、「子どもを虐待から守る家」として指定されているのは、平成23年度末現在で391件となっています。

<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>



②「子どもを虐待から守る地域支援者」研修会

県民一人ひとりが児童虐待問題への理解をより一層深めるとともに、主体的に関わろうとする意識を持ち、様々な取組を地域や社会全体で積極的に支えることが求められています。このため、「子どもを虐待から守る家」の協力者等に条例制定の趣旨や子どもを虐待から守る家の役割等についての研修会を実施しました。

(1) 実施日及び場所

開催日	時 間	会 場	参加人数
平成24年3月22日	14時～16時	三重県男女共同参画センター (フレンテみえ)	77人

(2) 研修内容

- (ア) 本県における児童虐待の現状について
- (イ) 講演：子どもを虐待から守るアプローチについて
- (ウ) 質疑応答



《子どもを虐待から守る地域支援者研修会》

③「市町要保護児童対策地域協議会」との連携

児童虐待にとどまらず、非行児童、障がい児童等を含めた要保護児童全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、平成21年度までに全ての市町に設置されています。

平成23年度は、市町要保護児童対策地域協議会の実務者を対象にアンケートを実施し、現状を把握し課題や改善点を調査するとともに、新たにアドバイザー派遣事業を実施し、3回の派遣を行いました。

【今後の課題】

児童虐待の発生を予防し、早期発見を推進するためには、子どもを取り巻く様々な関係機関との連携・協力により対応することが重要です。今後は、市町要保護児童対策地域協議会の構成メンバーである児童相談所を含めた関係機関がより一層連携し、充実した活動を展開することが重要です。

(4)保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)

○虐待を受けた子どもに対する支援は、将来の子どもの自立を見据え、長期にわたって継続して行う必要があります。児童養護施設における学習支援や、乳児院や児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家族再生支援に関する研修会等を実施しました。

【平成23年度の具体的取組】

①社会的養護体制の強化

県内児童養護施設に入所している小学生に対して、継続的な学習支援体制を確保し、学習意欲の低下や自信を喪失してしまう前の早い段階から、学習支援を行うことにより、児童が学習習慣とともに社会性を身につけ、新たなことに意欲的に取り組む姿勢や様々な困難を乗り越える力につけるなど、地域において施設入所児童の自立を支援すること目的に、各児童養護施設において、週1回1時間程度の学習支援を実施しました。

また、大規模施設の分割整備が行われ、平成24年3月に、鈴鹿市に児童養護施設「鈴鹿里山学院」が創設されました。

②家族再生支援の推進

被虐待児童の家庭復帰や里親委託等を専門に担当するため、乳児院や児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家族再生支援に関する研修会を実施しました。

一方、家庭復帰が困難な被虐待児童等を預かり家庭的環境の中で養育を行う里親委託の推進に向けて、里親と子どもとの組み合わせ相談や里親委託を行った後の委託家庭への訪問等を行う里親委託推進員を児童相談センターに配置するとともに、里親を対象とした研修を実施しました。

【今後の課題】

虐待を受けた子どもを保護し、心身の回復をめざすとともに、健全な発達促進・自立支援を行うために、今後も社会的養護の体制強化を図っていく必要があります。

また、虐待を受けた一人ひとりの児童に適切に対応し、より家庭的な環境で養育することが重要であることから、里親委託などを推進することが求められています。

さらには、家族の養育機能の再生・強化を行い、家族を再統合していくため、保護者への支援・指導方法等を充実させていく必要があります。

(5)連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)

○児童虐待相談件数が増加し、内容が複雑化している中、児童相談所に対しては、これまで以上に専門的な機能の発揮が求められています。しかしながら、平成22年4月に県内で重篤な児童虐待事件が発生し、県と市町、警察等の関係機関との連携強化、法的対応力などの課題が明らかになりました。そのため、児童相談所の法的対応を適切に判断できる人材の育成や専門性の確保のために職種や業務内容に応じた研修体制の再構築を行うとともに、全児童相談所及び全警察署において実施している実務者連絡会議及び実務研修に県・市町の教育委員会も参加し、児童相談所・警察・教育委員会のさらなる連携体制の強化を図りました。

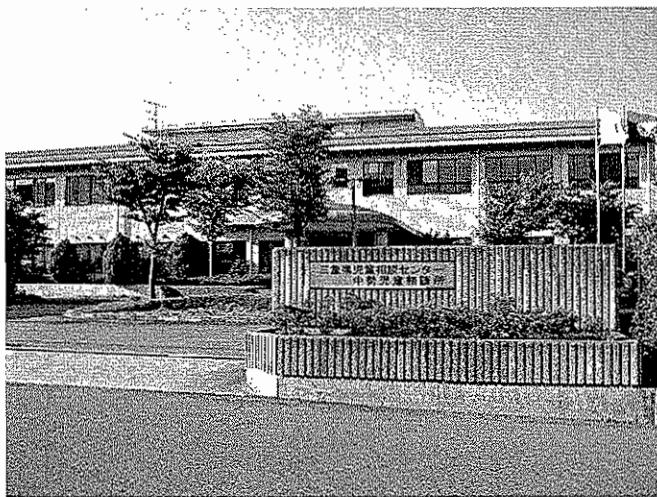
【平成23年度の具体的取組】

①児童相談所の体制・機能の強化

児童相談センターでは、平成22年4月に県内で発生した児童虐待重篤事例を受けて、児童相談所の法的対応を適切に判断できる人材の育成や専門性の確保のために職種や業務内容に応じた研修体制の再構築を行いました。

また、児童相談センターに職員研修や市町との連携強化支援を担当する「改革推進課」と施設入所児童への支援業務等を担当する「自立支援課」を設置するとともに、北勢児童相談所を3課体制から4課体制に強化しました。

さらに、男女の居住エリア分離や個別にケアの必要な一時保護児童の安全を確保するために、平成22年度に着手した中勢児童相談所の増改築につきましては、平成24年度に完了する予定です。



《三重県児童相談センター》

②連携・協力体制の整備

平成22年9月に三重県児童虐待重篤事例検証委員会からの指摘を受けて、平成23年度において、県と市町の情報共有や役割分担に関する課題に対応するため、

「県の市町支援のあり方調査検討」を実施し、児童相談所と市町の児童相談体制の現状と課題を把握するとともに、課題解決に向けた改革意識の共有化、協力体制の整備を図ったところです。

関係機関との連携については、児童の安全確保を図るため、平成22年度から全児童相談所及び全警察署において実務者連絡会議及び実務研修を実施していますが、平成23年度から県・市町の教育委員会も参加し、児童相談所・警察・教育委員会のさらなる連携体制の強化を図っています。

また、警察学校において、実務研修を実施しました。

さらに、県内の地域における中核的な病院と児童虐待の早期発見・早期対応等について連携を図るため、虐待通告にかかる情報共有及び意見交換を目的とした連絡会議を開催しました。

③専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応機能を強化するため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での意見聴取を行うとともに（年間開催回数12回、新規審議案件35件）、弁護士による法的助言や指導を得ました。

【今後の課題】

平成23年度に実施した児童相談所と市町との連携強化、県の市町への支援のあり方を検討するための調査及び分析に基づき、児童相談所と市町が児童相談体制の改善に向けた取組を行うことにより、児童相談所と市町の児童相談体制のさらなる強化を図っていくことが必要です。また児童の安全確認のための立入調査や出頭要求等の司法的介入についても、適切に対応することが求められています。

(6) 啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)

○子どもを虐待から守るために、県民一人ひとりが虐待の未然防止等について関心を持ったり、理解をしたりすることが大切であることから、啓発を実施しました。
特に、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」には、市町や民間団体等と一緒に、積極的に啓発活動を展開しました。
また、あわせて、関係機関や職員等の研修会も実施しました。

【平成23年度の具体的取組】

①「子ども虐待防止啓発月間」の取組

1 1月の子ども虐待防止啓発月間において、市町、みえ次世代育成応援ネットワーク（※）を始め、関係機関の協力を得て以下の取組を実施しました。

1 子ども虐待防止啓発キャラバン隊

○県庁での出発式において、知事による虐待防止メッセージを発表

○紀伊半島大水害の復旧中の熊野市及び紀宝町を除く27市町に出向き、知事のメッセージを伝達。全29市町長からの「子ども虐待防止メッセージ」を受領。

○27市町延べ参加人員：約1,600名

○知事の宣言及び市町長からのメッセージは、県庁（県民ホール）、アスト津、県総合文化センターで展示、また県内販売6新聞に全面広告で掲載。

2 キャンペーンカーによる県内巡回及びスーパーマーケット等での広報

3 次世代育成応援ネットワーク協力企業等への広報依頼

後述のオレンジリボンの着用や、使用する自動車に啓発マグネットシートの貼付を要請。

4 虐待防止標語の募集

応募のあった87作品のうち、志摩市の西岡俊さんの作品

「見つめていたい あなたの笑顔 みつけてあげたい 心の傷」が優秀作品に選ばれました。

5 児童虐待防止啓発ポスター及びリーフレット等の作成

4. の標語を掲載したポスターを市町及び関係機関に配布、また県内12駅（津、近鉄四日市、伊勢市他）及び近鉄名古屋駅で掲示。リーフレットは2. の広報で使用、また市町や関係機関に配布。

※みえ次世代育成応援ネットワーク

従業員の子育て支援や地域の子どもたちの応援などに取り組んでいる三重県内の企業と子育てを応援する活動を行っている地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。

（平成24年3月現在会員数：550企業、498団体 計1,048会員）



《メッセージの発表（県庁）》



《ポスターの掲示（白子駅）》



《キャンペーンカー》



《メッセージ交換後の交流（大紀町）》

●オレンジリボンキャンペーン

児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を活用して、子育て家庭や子どもたちを見守る地域住民の児童虐待防止の意識を高める取組を行いました。
主な事業は次のとおりです。

- 障がい者雇用促進企業で作成したオレンジリボンを、県及び市町職員に着用を依頼、みえ次世代育成応援ネットワーク参加企業にも周知。
- 希望のあった個人や団体に、オレンジリボンを自作できるキットセットを配布。（個人向け5,000セット、団体向け500セット）
- NPO法人が11月19日（いい育児の日）に行う虐待予防の電話相談について、後援を実施。



オレンジリボン
児童虐待防止のシンボル

②市町相談体制強化及び担当職員の相談援助技術の向上

市町に対して、事例対応や相談体制整備等に向けた人材育成についても積極的に支援を行いました。

● 市町等の児童相談担当職員研修会の実施状況

開催日	研修テーマ	受講者合計
H23. 9. 28	育成相談への対応及び事例検討	20名
H23. 10. 19	養護相談への対応及び事例検討	25名
H23. 11. 15	障がい相談への対応及び事例検討	28名
H23. 12. 7	児童虐待相談への対応と課題及び事例検討	32名
※講師は全て児童相談センター職員		延べ105名参加

● 児童福祉に関する指定講習会の実施状況

H23. 10. 11	「児童福祉論1」 「児童相談所運営論」	鈴鹿医療科学大学 教授 藤原 正範 児童相談センター 総務・企画調整室長 長屋 由記枝
H23. 10. 26	「児童虐待援助論（初期対応）」 「養護原理」	中勢児童相談所 所長 鈴木 聰 真盛学園 園長 本弘 東午
H23. 11. 7	「児童福祉論2」 「障害者福祉論」	鳥羽市健康福祉課 家庭児童相談員 久保 正 鈴鹿医療科学大学 教授 貴島 日出見
H23. 11. 21	「社会福祉援助技術論」 「社会福祉援助技術演習」	皇學館大学 教授 吉田 直樹
H23. 12. 13	「児童虐待援助論（発生予防）」 「児童虐待援助演習」	三重県立看護大学 教授 永見 桂子 准教授 二村 良子
○修了者数 児童福祉司任用資格認定証交付者		26名
修了証書交付者（児童福祉司資格要件非該当者）		1名
○開催場所は全て県松阪庁舎		

この講習会は、児童福祉法第13条第2項及び同施行規則第6条に定める「児童福祉司」認定資格取得のための講習会です。参加者は全講義履修が義務です。

【今後の課題】

児童虐待防止についての県民の意識を高めていくことが大切であり、引き続き、「子ども虐待防止啓発月間」等を通じて、子どもの虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、市町等の人材育成を支援していく必要があります。

《 参 考 》

- 1 三重県子ども条例
- 2 子どもを虐待から守る条例
- 3 統計データ
 - (1) 年少人口の推移
 - (2) 出生数、出生率の推移
 - (3) 世帯人員の推移
 - (4) 共働き世帯の状況
 - (5) 家庭外で保育を必要とする子どもの状況
 - (6) 学校数と児童生徒数の状況
 - (7) 地域の子育て支援の状況
 - (8) 児童相談の状況
- 4 「子ども条例と子どもの育ちについて」アンケート実施報告
- 5 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見に対する
県の取組状況

1 三重県子ども条例

平成二十三年三月二十三日
三重県条例第五号

三重県子ども条例をここに公布します。

三重県子ども条例

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。そして、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利がある。それは、安心して生きること、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を發揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることである。子ども一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければならない。

全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができる。また、子どもは、家庭や学校を始めとする地域社会での経験を通して、人との様々な関わりや多様な価値観に触れることで、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができる。そして、次の世代を大切に育てるこことできる大人へと育っていく。そのため、人と人が強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を發揮して育つことができる社会へと向かうことが求められている。

私たちは、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すこととする。そのため、私たちは相互に連携し、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、県民等及び市町の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- 三 学校関係者等 教育、福祉その他子どもの育成に関連する分野の事務に従事する者をいう。

(基本理念)

第三条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 二 子どもの最善の利益を尊重すること。
- 三 子どもの力を信頼すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第九条までに規定する役割に配慮するものとする。

3 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

（保護者の役割）

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

（学校関係者等の役割）

第六条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

（県民等の役割）

第八条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

（市町の役割）

第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。

（連携及び協働）

第十条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

（施策の基本となる事項）

第十二条 県は、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項の確保を旨とするものとする。

一 子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること。

二 子どもに係る施策に関して、子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促すとともに、子どもの意見を尊重すること。

三 子どもが、自らの力を発揮して育つことができるよう、主体的に取り組む様々な活動を支援すること。

四 子どもの育ちを見守り、及び支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町が行う活動の促進が図られるよう、環境の整備を行うこと。

（相談への対応）

第十二条 県は、子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

(広報及び啓発)

第十三条 県は、子どもの育ちについての県民の関心及び理解を深めるとともに、県民が行う子どもの育ちを見守り、及び支える活動を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査)

第十四条 知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他のこの条例に基づき県が行う施策の推進に必要な事項を調査し、その結果を公表するものとする。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日
三重県条例第三十九号

改正 平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号

子どもを虐待から守る条例をここに公布します。

子どもを虐待から守る条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 未然防止（第十条・第十一條）
- 第三章 早期発見及び早期対応（第十二条—第十四条）
- 第四章 保護及び支援（第十五条—第十七条）
- 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第十八条—第二十二条）
- 第六章 その他の施策（第二十三条—第二十六条）
- 第七章 雜則（第二十七条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

（基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。

3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。

3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（県民の責務）

第五条 県民は、虐待を許してはならない。

2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。

（市町との協働）

第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力をを行うものとする。

2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（関係機関等との協働）

第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力をを行うものとする。

2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（地域社会の役割）

第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

第二章 未然防止

（子育てに関する情報の提供等）

第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力をを行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。

2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(子育て支援指針)

第十一條 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針（以下この条において「子育て支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。

3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。

4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならぬ。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。

5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(早期発見対応指針)

第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針（以下この条において「早期発見対応指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。

3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関する専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。

4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第四章 保護及び支援

(保護支援指針)

第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。

3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聞くことができる。

4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

(連携・協力体制の整備)

第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。

2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(専門家による援助体制の整備)

第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

(在宅における支援体制の整備)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(子どもを虐待から守る家)

第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条項において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。

- 一 子どもからの相談に応ずること。
- 二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。
- 3 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。
- 3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。
- 4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。
- 5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(乳幼児を保護するための拠点施設)

第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。

第六章 その他の施策

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての关心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

- 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。
- 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(人材の養成等)

第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

- 2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(調査研究等)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

第七章 雜則

(秘密の保持)

第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。

2. 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。

(年次報告)

第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一条、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

3 統計データ

(1) 年少人口の推移

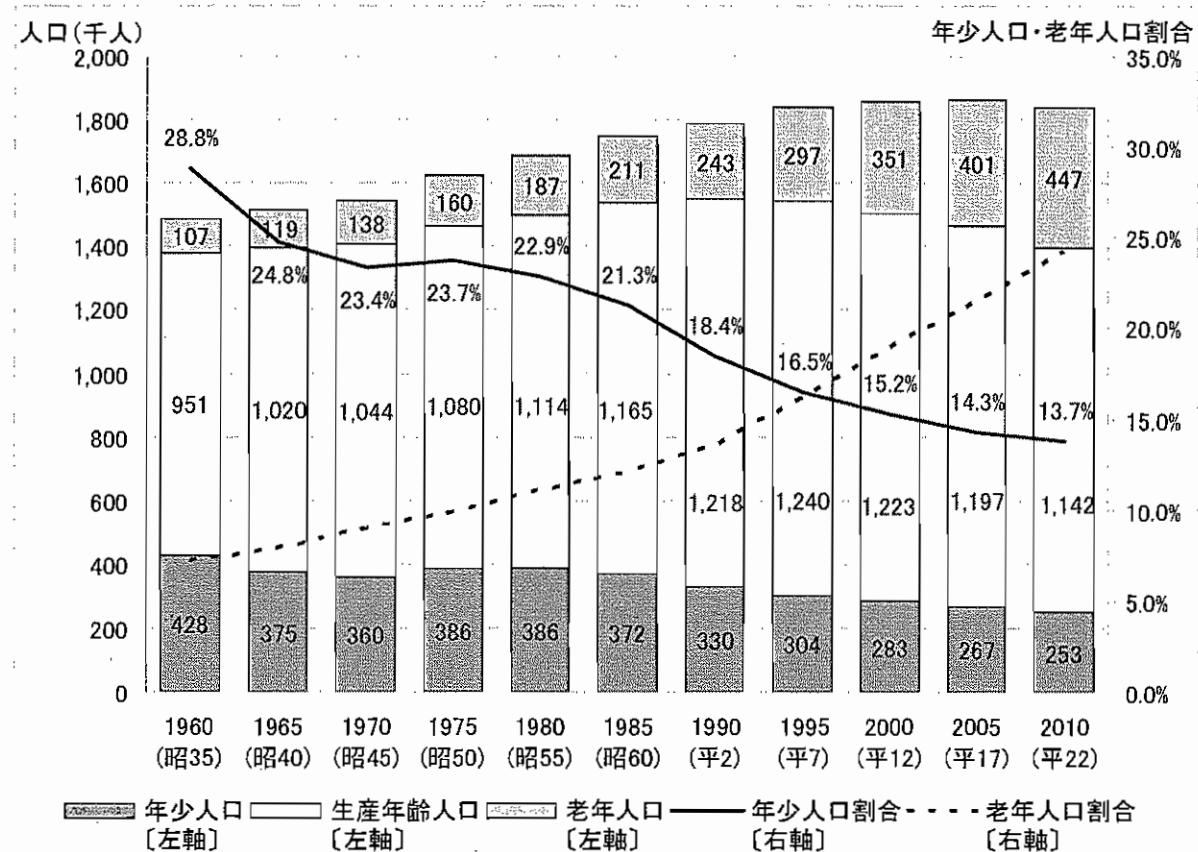
年々減少する子どもの数

総務省の国勢調査によると、2010（平22）年10月1日現在、本県の年少人口（0～14歳）は25万3,174人、県民総人口に占める割合は13.7%となっています。これに対して、生産年齢人口（15～64歳）は114万2,275人（対県民総人口割合62.0%）、老人人口は44万7,103人（対県民総人口割合24.3%）となっています。

本県の年少人口の県民総人口に占める割

合の推移をみると、1960（昭35）年には28.8%と3割弱を占めていましたが、1970（昭45）年までに23.4%と減少し、1975（昭50）年には第2次ベビーブーム（1971～1974年）の影響などにより若干増加しましたが、その後、現在に至るまで、減少し続けています。逆に、老人人口割合は、確実に増加し続け、2000（平12）年以降は年少人口より老人人口が多い状況にあります。

図1 年齢階層別人口の推移（三重県）

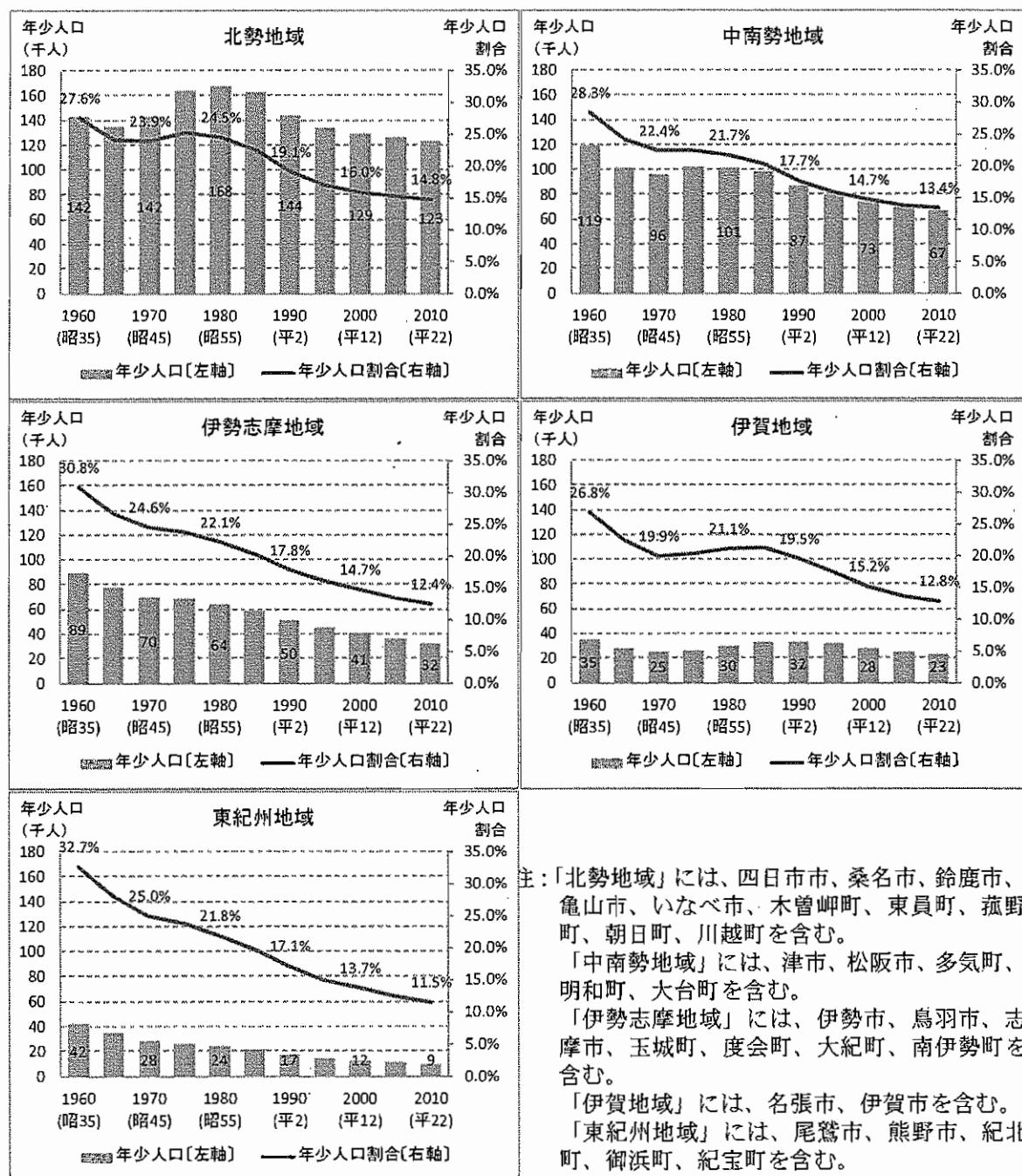


資料：総務省「国勢調査」

地域別に年少人口の推移をみると、近年はどの地域も減少傾向にあります。全体をとおしてみると伊勢志摩地域及び東紀州地域において、年少人口の構成割合が大幅に低下しています。特に東紀州地域は、1960（昭

35）年には5地域の中で最も年少人口割合が高く32.7%を占めていましたが、2010（平22）年には最も低くなり、11.5%まで低下し、人口減少と相まって、年少人口が著しく減少しています。

図2 地域別の年少人口・年少人口割合の推移（三重県、5地域）



注：「北勢地域」には、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町を含む。

「中南勢地域」には、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町を含む。

「伊勢志摩地域」には、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町を含む。

「伊賀地域」には、名張市、伊賀市を含む。

「東紀州地域」には、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町を含む。

資料：総務省「国勢調査」

(2) 出生数、出生率の推移

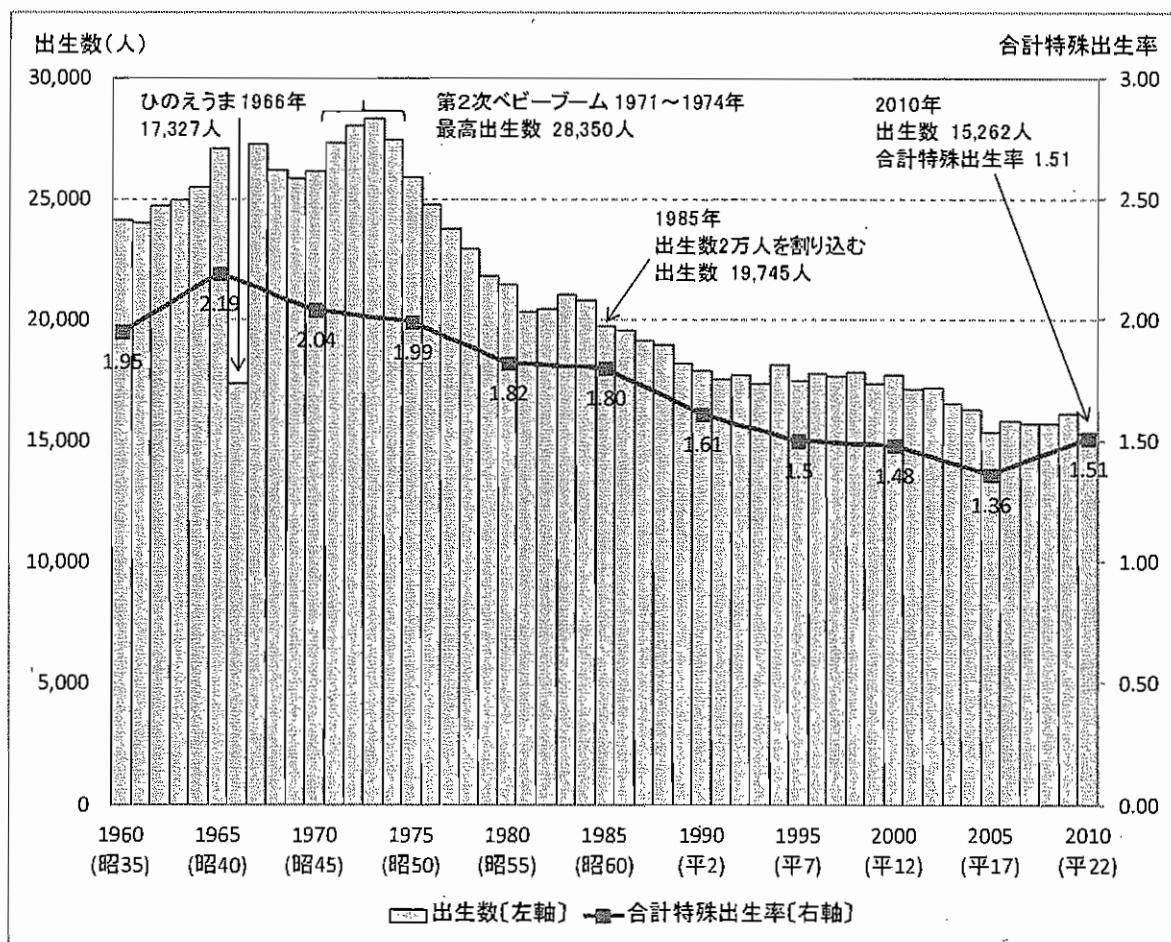
出生率はやや回復も、出生数は減少傾向

本県の年間の出生数は、第2次ベビーブーム（1971～1974年）の頃には、2万8千人程度でしたが、1973（昭48）年の28,350人を頂点に減少しはじめ、1985（昭60）年には初めて2万人を割り込みました。それ以降、多少の増減はあるものの、全体として減少しており、2010（平22）年には、過去最低の15,262人となっています。

合計特殊出生率*については、第2次ベビ

ーブームの頃には2.0前後でしたが、1975（昭50）年に2.0を下回り、2004（平16）年に1.34まで低下、その後やや上昇して、2010（平22）年には1.51となっています。なお、全国平均においては、2005（平17）年に過去最低の1.26まで落ち込みましたが、2010（平22）年では1.39となっており、三重県は、これまで全国平均よりはやや高い数値で推移しています。

図3 出生数と合計特殊出生率の推移（三重県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」、三重県医療企画課、三重県統計課「三重県統計書」

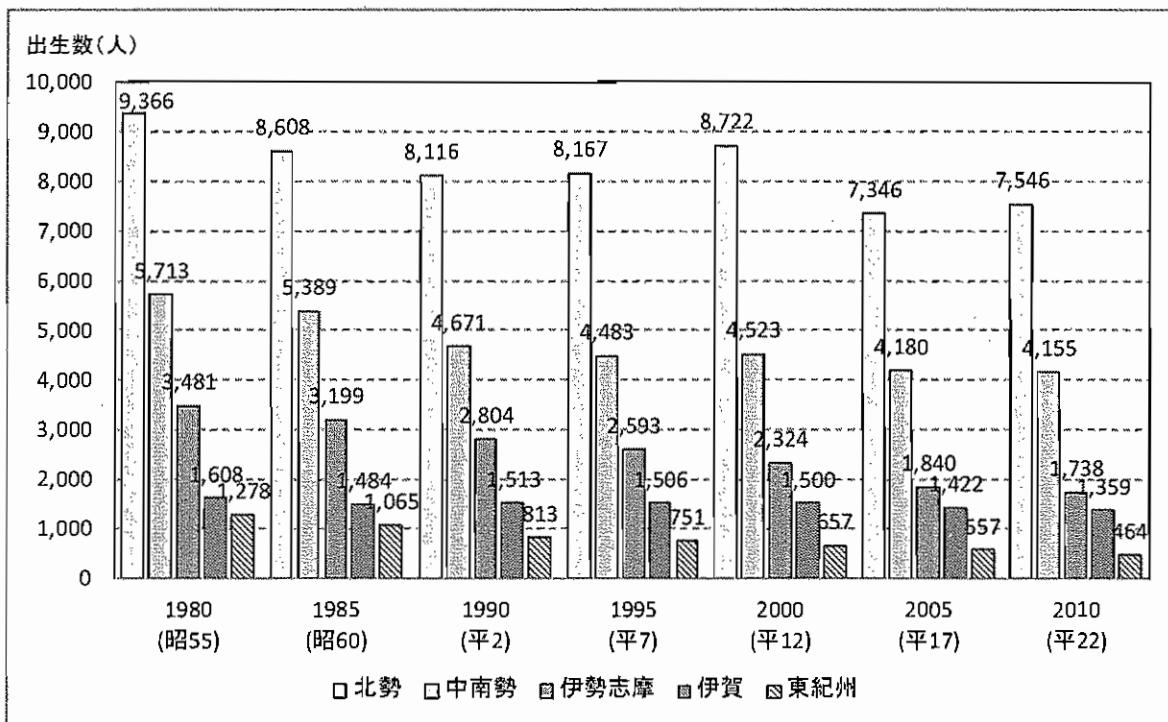
* 合計特殊出生率：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数を指す。人口を維持するためには、2.08人が必要とされている。

1980（昭55）年から2010（平22）年までの地域別の出生数の推移をみてみると、地域によっては多少の増減があるものの、全体としては減少しています。

北勢地域、中南勢地域、伊賀地域では出生数の減少幅があまり大きくはありませんが、伊勢志摩地域、東紀州地域では、長年にわたる人口流出、とりわけ若年人口の流出によっ

て、かなり減少幅が大きくなっています。伊勢志摩地域では、1980（昭55）年の3,481人に対して、2010（平22）年には1,738人とほぼ半減しており、東紀州地域では、1980（昭55）年の1,278人に対して、2010（平22）年には464人と3分の1近くまで大きく減少しています。

図4 地域別の出生数の推移（三重県、5地域）



資料：厚生労働省「人口動態統計」、三重県医療企画課、三重県統計課「三重県統計書」

(3) 世帯人員の推移

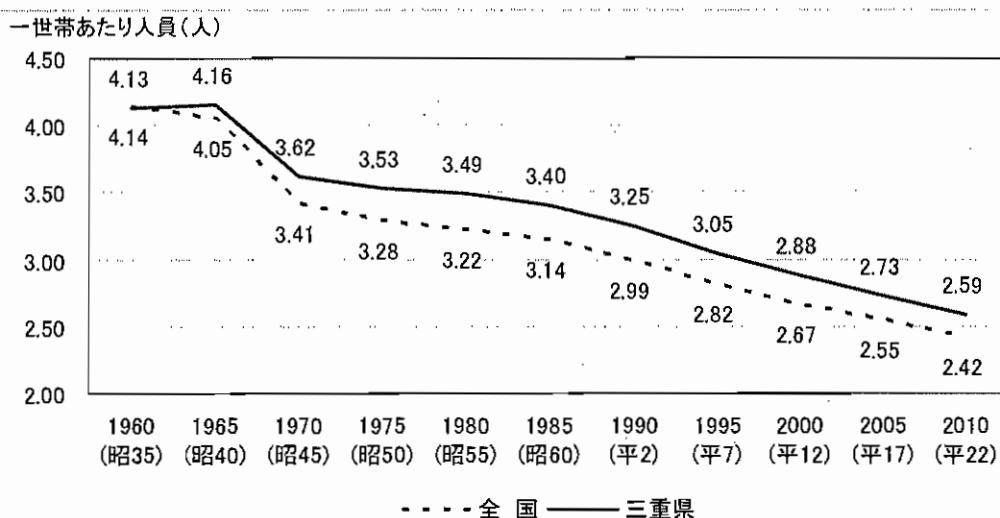
核家族化とともに子どもの減少の進行

総務省の国勢調査から、一世帯あたりの世帯人員の推移をみると、三重県は、1965（昭40）年以降、全国平均よりやや多い数値で推移していますが、1965（昭40）年に4.16人であったものが、2010（平22）年では2.59人まで減少しています。核家族化が進行したこと、さらに近年における単独世帯の著しい

増加も世帯人員減少の要因となっています。

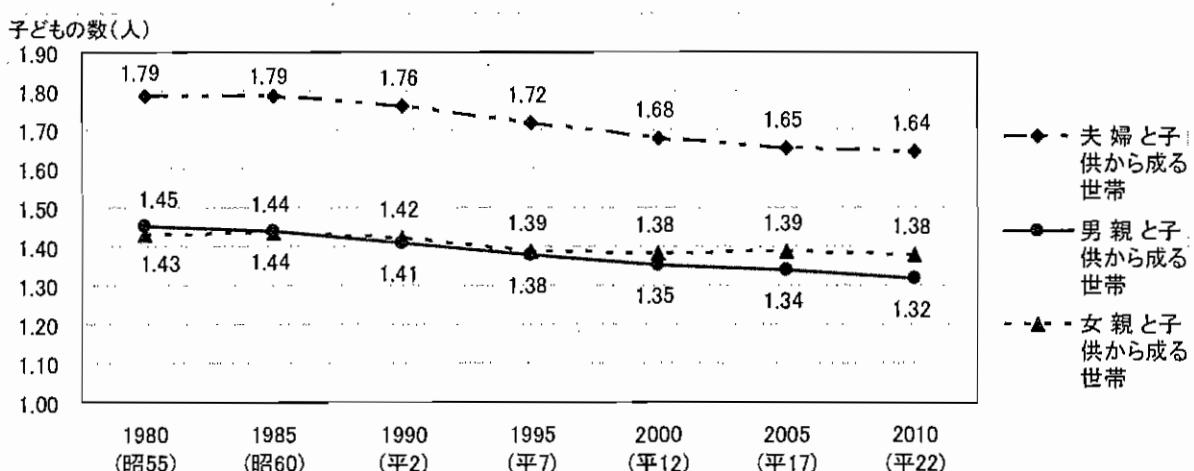
また、核家族における子どもの数の推移をみると、徐々に減少しており、2010（平22）年には、夫婦と子どもからなる世帯で1.64人、ひとり親と子どもからなる世帯で1.32～1.38人となっています。

図5 一世帯あたりの世帯人員の推移（三重県、全国）



資料：総務省「国勢調査」

図6 核家族における子どもの数の推移（三重県）



資料：総務省「国勢調査」

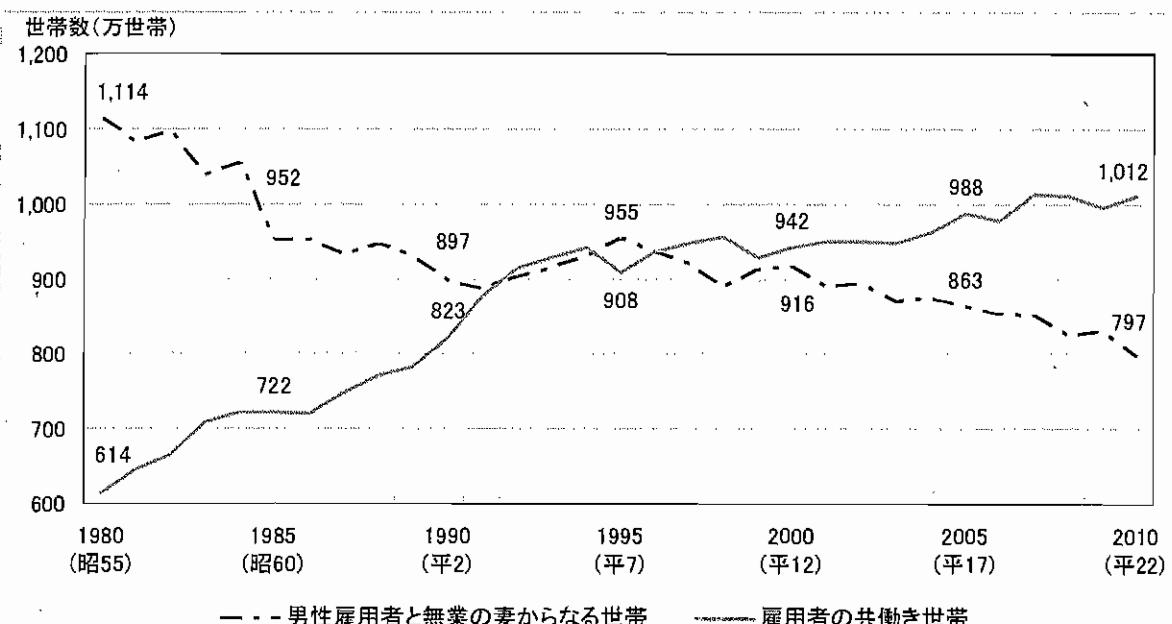
(4) 共働き世帯の状況

■増加する共働き世帯

総務省の「労働力調査特別調査」及び「労働力調査」から「雇用者の世帯状況」の推移をみると、共働き世帯が増加していることがわかります。共働き世帯は、1980（昭55）

年には600万世帯程度でしたが、その後増加し、1997（平9）年以降は「共働きの世帯数」が「男性雇用者と無業の妻からなる世帯数」を上回り、さらにその差が広がっています。

図7 共働き等世帯の推移（全国）



資料：内閣府「男女共同参画白書」（平成23年版）

注：1980年から2001年は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月、ただし、1980年から1982年は各年3月）2002年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。

「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

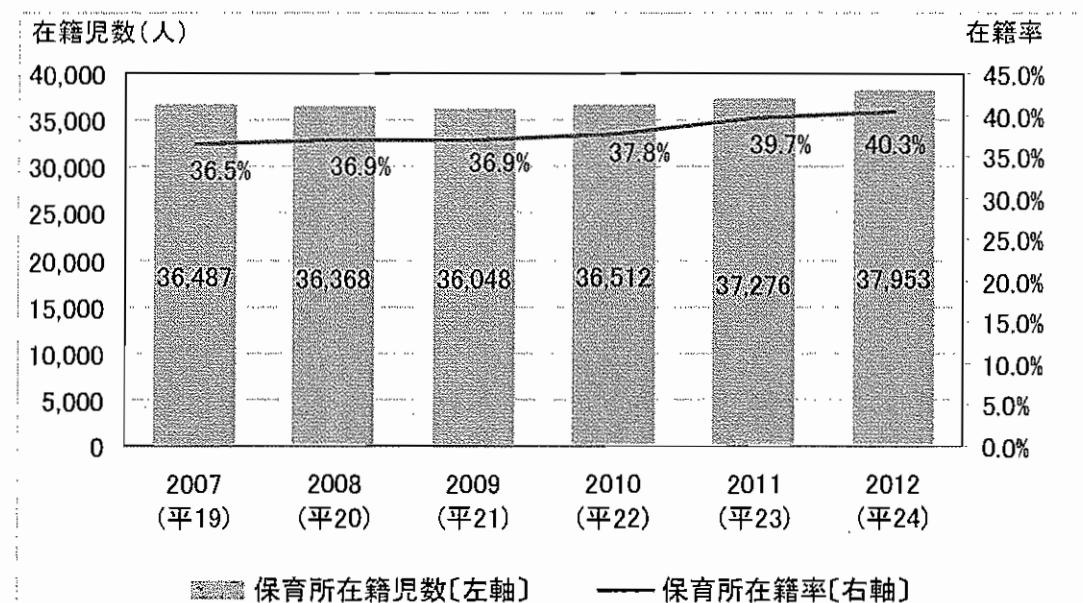
(5) 家庭外で保育を必要とする子どもの状況

■家庭外での保育を必要とする子どもの増加

本県における過去6年間の「保育所在籍児数」の推移をみると、子どもの数が減少していることもあります、年により増減をしていますが、在籍率は毎年上昇しています。また、「放

課後児童クラブ」の「クラブ数」ならびに「登録児童数」は、ともにこの6年間着実に増えています。必要性が高まっていることがうかがえます。このように、核家族化や共働きの増加などにともない、家庭外での保育を必要とする子どもが増加しています。

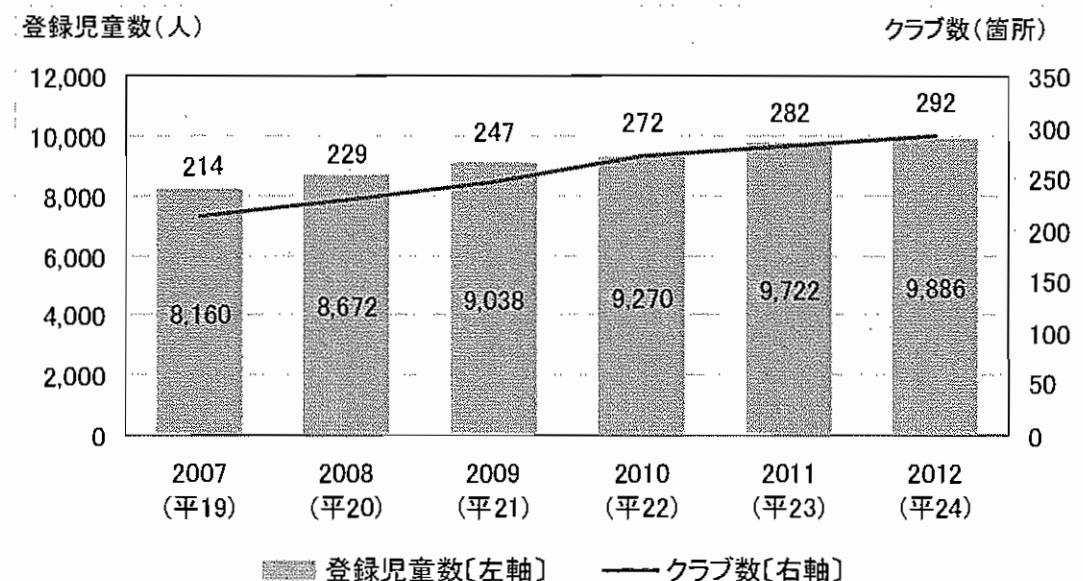
図8 保育所在籍児数の推移（三重県）



資料：三重県子育て支援課

注：在籍児数は、4月初日現在。在籍率は、6歳未満人口における保育所在籍児の割合。ただし、6歳未満人口は、前年度の10月1日現在の人口を使用している。

図9 放課後児童クラブの状況（三重県）



資料：三重県子育て支援課

注：クラブ数、登録児童数は各年5月1日現在。

(6) 学校数と児童生徒数の状況

■ 小学校の学校数と児童数

本県の小学校の数は、1997（平9）年までは460校程度で推移していましたが、その後減少し、2012（平24）年には417校まで減少しています。児童数は、1985（昭60）年に16万人でしたが、2004（平16）年に11万人を割り込むまでは急激に減少し、その後横ばいもしくは微減の状況にあります。

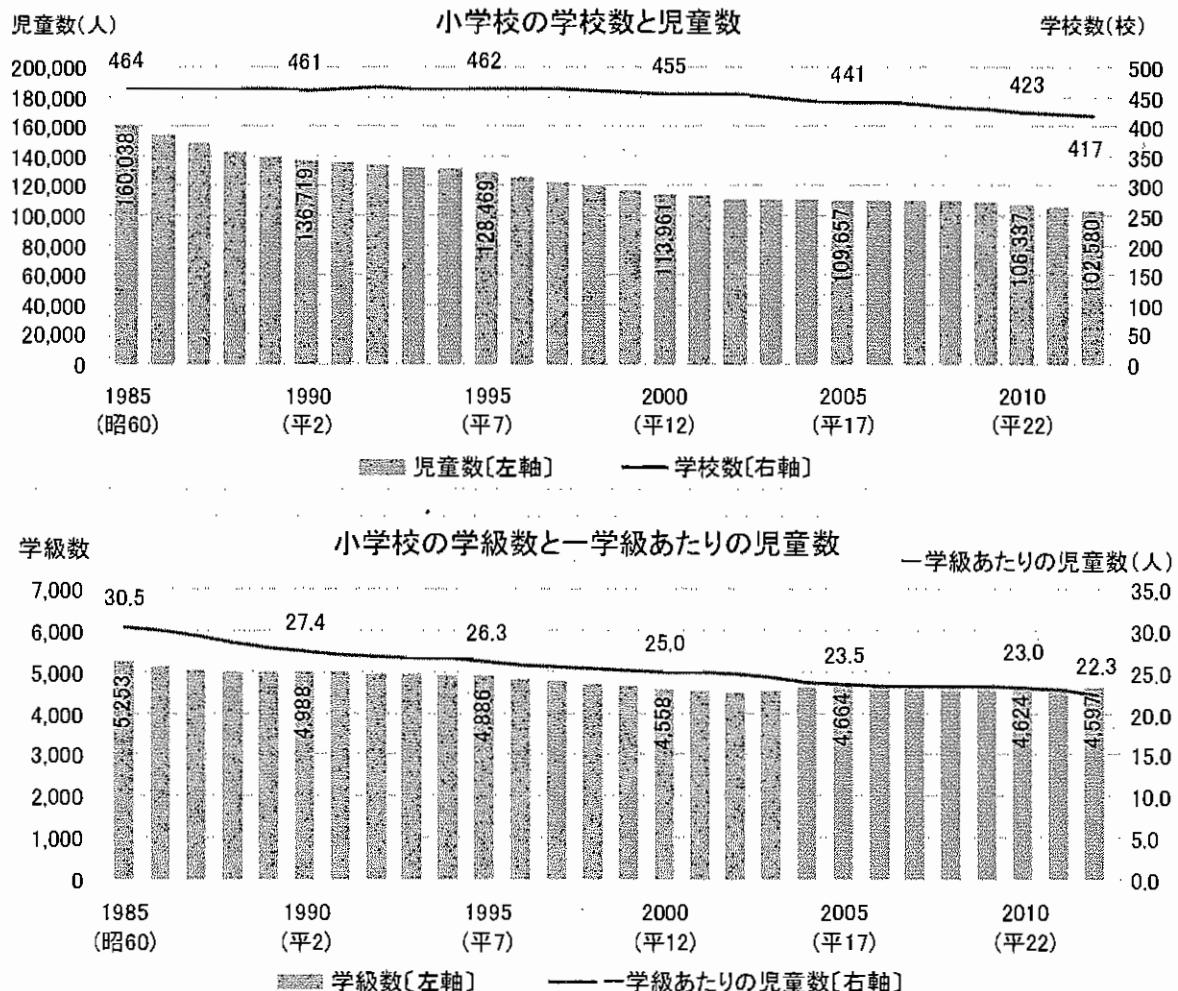
小学校の数は、児童数の減少とともに統廃合などによる減少と推測されますが、基礎的な生活圏域である小学校区が統廃合により大きくなることで、地域によっては子どもの生活圏が拡大していると考えられます。

中学校については、生徒数が減少しているものの、学校数はあまり変化がありませんでしたが、2005（平17）年頃からは学校数もやや減少しています。高等学校でも生徒数が減少し、学校数が減少傾向にあります。

一方、小学校の学級数は、児童数の減少にともない、2002（平14）年までに4,490学級に減少しました。その後は、少人数学級などの取り組みにより学級数がやや増加し、近年は微減の状況にあります。

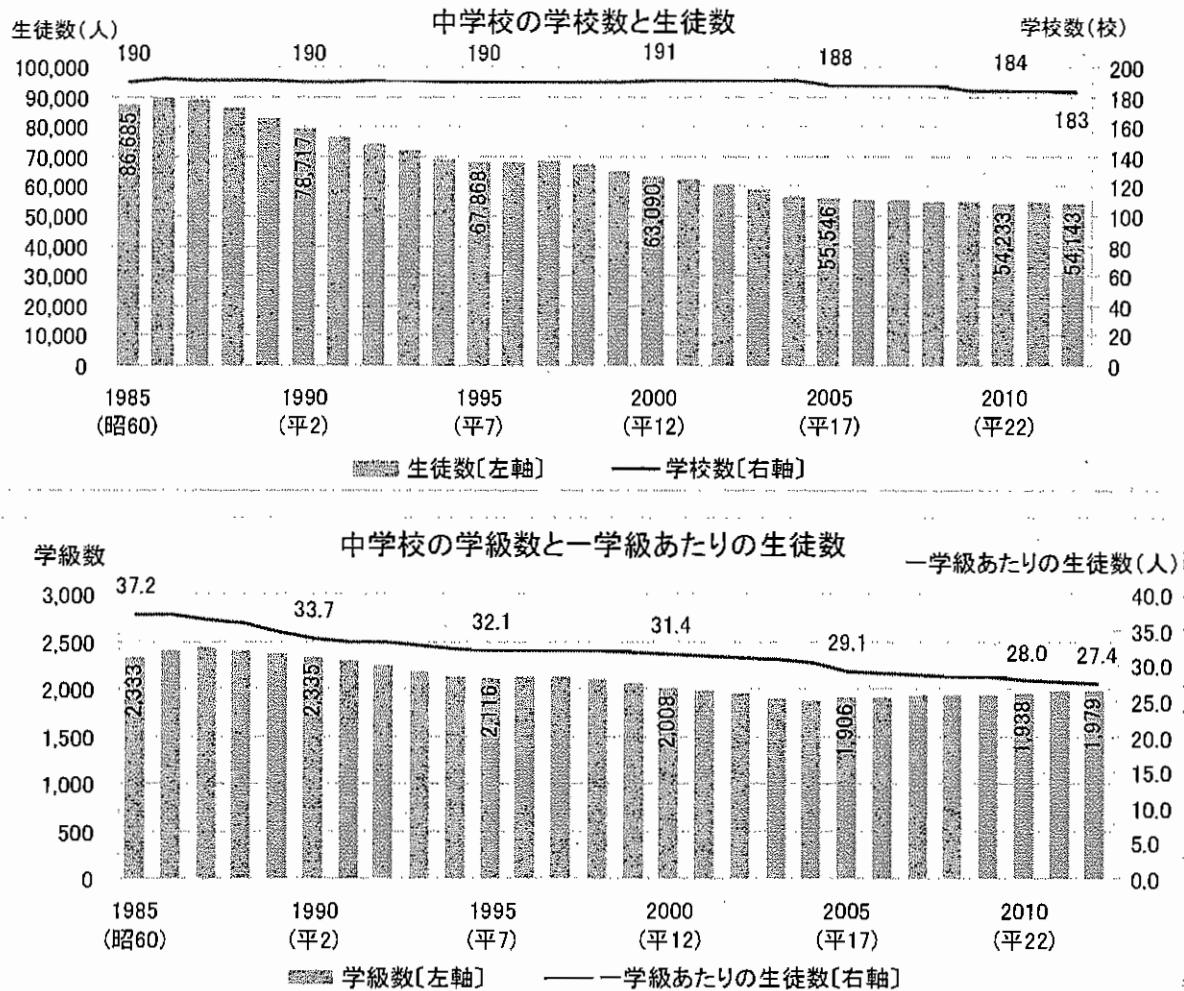
中学校については、2004（平16）年から学級数が微増しています。

図10 小学校の状況（三重県）



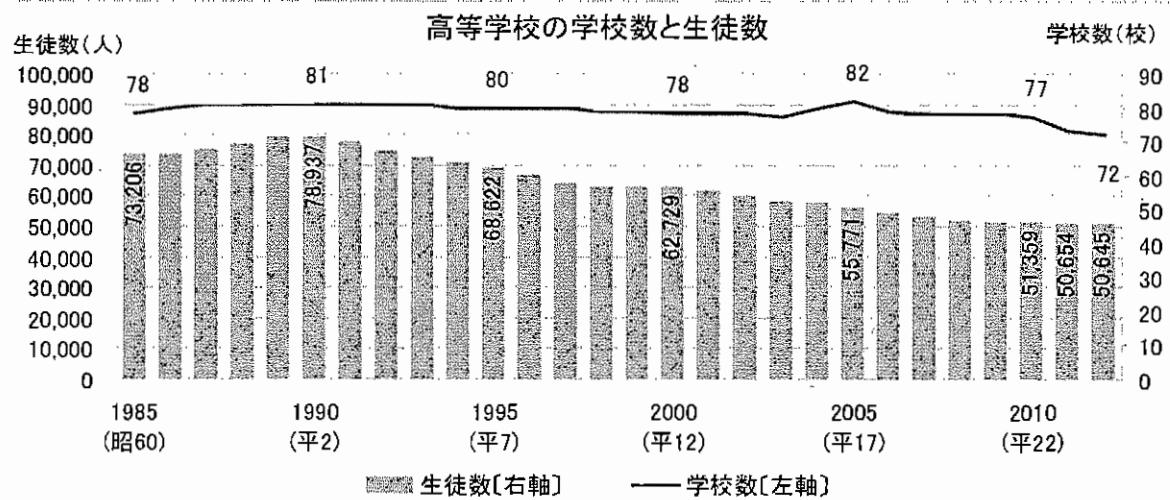
資料：文部科学省「学校基本調査」

図 11 中学校の状況（三重県）



資料：文部科学省「学校基本調査」

図 12 高等学校の状況（三重県）



資料：文部科学省「学校基本調査」

(7) 地域の子育て支援の状況

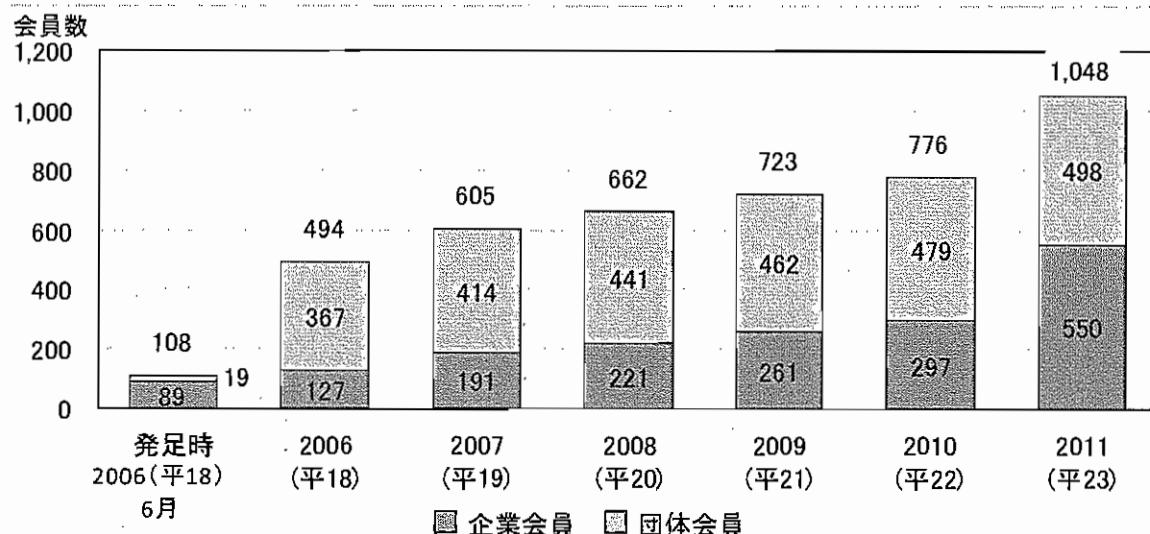
子どもの育ちや子育てに关心を持って取り組む県民や企業・団体は着実に増えてきています。

「みえ次世代育成応援ネットワーク」は、子ども・子育て家庭を支えたいという気持ちを持った方々の集まりであり、地域で次世代育成支援を行う企業や団体、グループ、その他の関係者が知恵を出し合い、それぞれがでできることを互いに持ち寄り、パートナーとし

て連携したり補い合ったりしていただくためのネットワークです。2006（平18）年6月に発足して以来、会員の企業・団体は着実にその輪を広げ、2012（平24）年3月現在で1,048会員となっています。

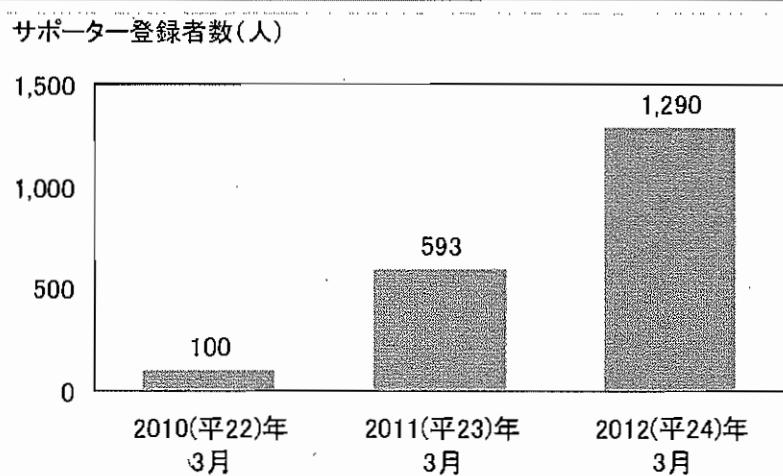
また、「みえの子育ちサポーター」は、三重県が認定した、子どもを見守り子どもの活動を支える地域の方々であり、2012（平24）年3月現在で1,290人が登録しています。

図13 みえ次世代育成応援ネットワーク会員数の推移



資料：三重県子どもの育ち推進課

図14 みえの子育ちサポーター登録者数の推移



資料：三重県子どもの育ち推進課

(8) 児童相談の状況

児童相談所は、児童福祉の専門機関として、子どもに関するさまざまな問題について相談に応じています。また、市町の児童相談において専門的な対応が必要な場合の相談支援を行っています。

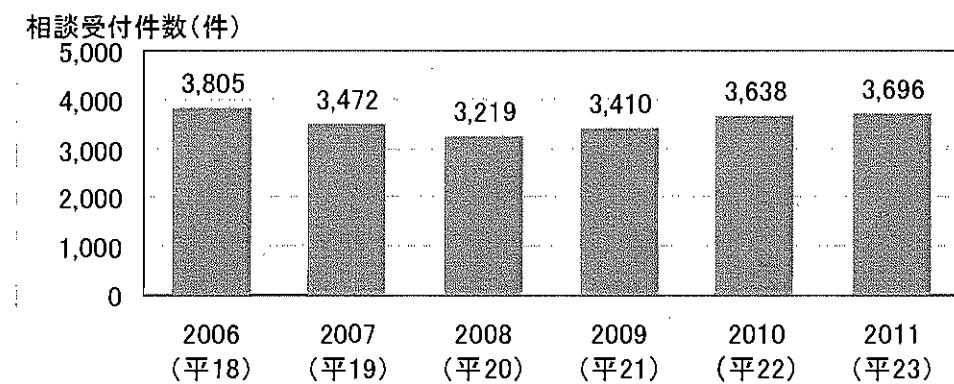
県内5か所の児童相談所における児童相談件数は減少傾向にありました。近年、児童虐待相談の増加とともに、相談件数が増加しています。

また、乳児院・児童養護施設は、児童福祉

法に定められた児童福祉施設です。保護者のいない児童や虐待されている児童、保護者の病気や経済的理由などさまざまな事情から家庭で生活することが困難な児童が入所しています。施設では、安定した生活環境を整えるとともに、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援しています。

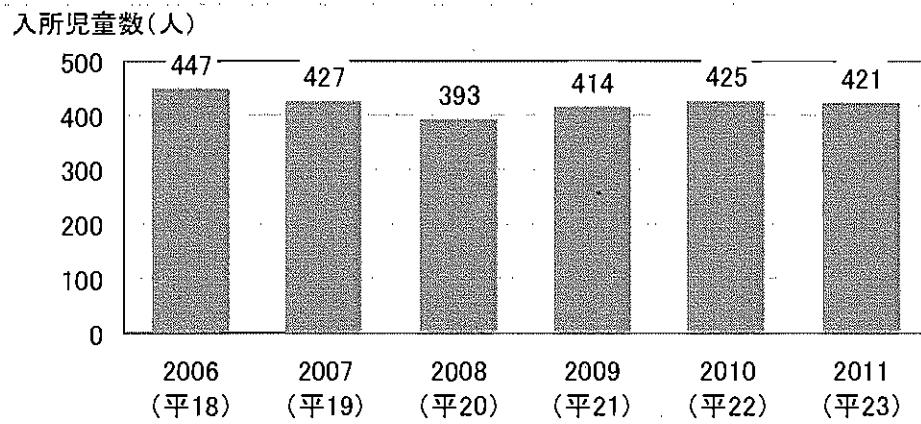
2012(平24)年3月現在で、乳児院が2施設、児童養護施設が11施設あり、乳幼児から18歳までの児童が生活しています。

図15 児童相談センター(児童相談所)における相談受付件数の推移



資料：三重県児童相談センター

図16 乳児院・児童養護施設入所児童数の推移



資料：三重県子育て支援課

注：各年度末日現在の入所児童数を表す。

4 「子ども条例と子どもの育ちについて」アンケート実施報告

健康福祉部こども局こども未来室

平成23年4月に三重県子ども条例が施行されたことをうけ、e-モニターの皆さんにご参加いただき、「子ども条例と子どもの育ち」についてのアンケートを実施しましたので、その結果をお知らせします。

アンケートにご協力くださった e-モニターの皆さん、ありがとうございました。

【アンケート概要】

1 アンケート実施期間

平成24年2月13日から平成24年2月29日まで

2 意見募集の結果

対象者数 1588人

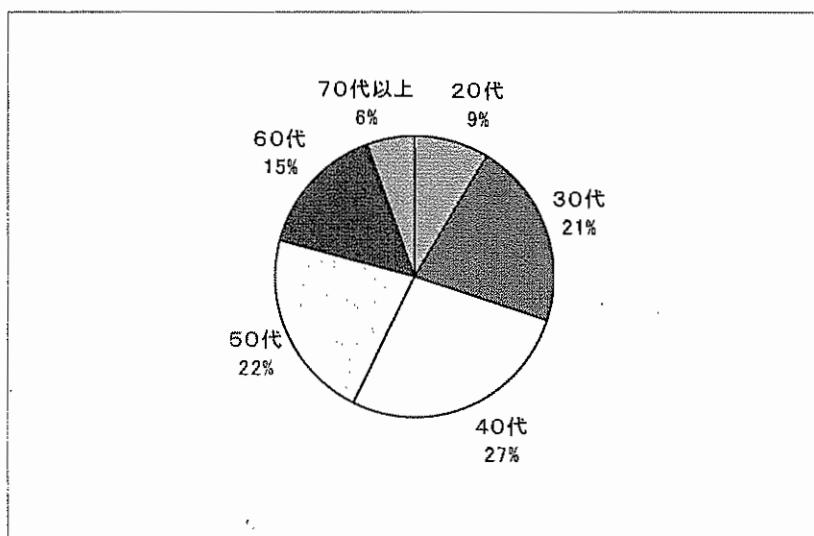
回答者数 1029人 (回答率 64%)

3 回答者の属性

(1) 性別

男性496人 (48.2%) 女性533人 (51.8%)

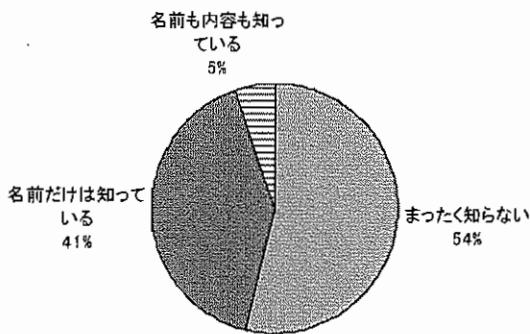
(2) 年代



【アンケート結果】

Q1 子ども条例について

あなたは、「三重県子ども条例」のことを知っていますか？

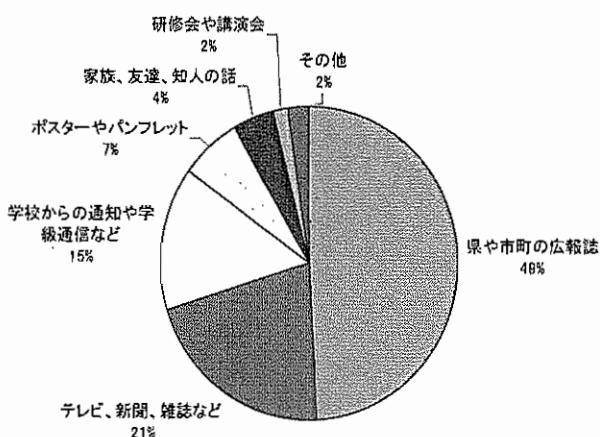


条例について「名前も内容も知っている」が5.3%、「名前だけは知っている」が40.9%、計46%の方が、「知っている」と回答しました。

一方、「まったく知らない」が半数以上の53.7%で、今後もひきづり条例を皆さんに知ってもらう取り組みが必要です。

Q2 子ども条例を知ったきっかけ

Q1で「名前も内容も知っている」「名前だけは知っている」と答えた人にお聞きします。次のうち、あなたが子ども条例を知ったきっかけとなったものを1つ選んでください。



条例を知ったきっかけは、「県や市町の広報誌」がもっと多く、次に「テレビ、新聞、雑誌など」でした。

「その他」としては、ラジオやインターネット、職場でという回答がありました。

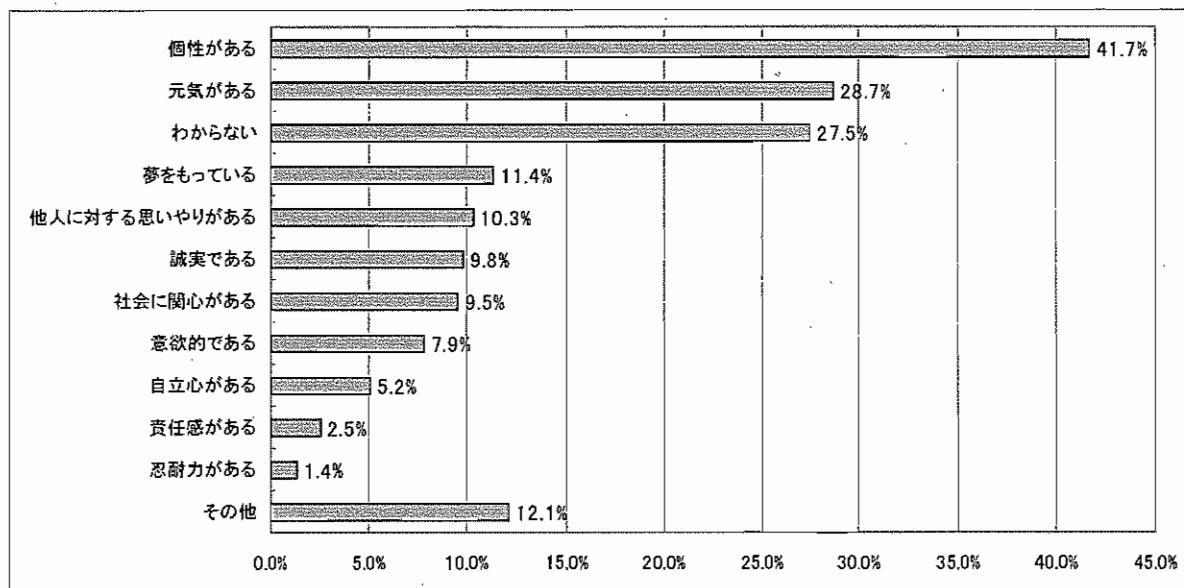
Q3 今の子どもたち

一般的に、今の子どもたちには、どんな特徴があると感じますか。あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答)

もっとも多かったのは、「個性がある」(41.7%)で、次に「元気がある」(28.7%)、「夢を持っている」(11.4%)でした。もっとも低かったのは、「忍耐力がある」(1.4%)でした。

「わからない」を選んだのは27.5%で回答の中では上位にありますが、これは選択肢がすべてプラスの項目なので、そのいずれにも該当しないことから選ばれたものとみられます。さらに、「その他」を選んだ12%の方から、マイナスのイメージが寄せられました。その答えとしては「選択肢に当てはまらない」(15人)、「自己中心的」(10人)、「おとなしい・目立たない」(7人)、「無関心」(4人)、「ゲームや携帯に依存」(3人)、「外で遊ばない」(3人)、「個性がない」(3人)などの意見がありました。

肯定的なイメージである回答を選んだのは、最大で4割強であり、子どもに対する良いイメージは低調でした。

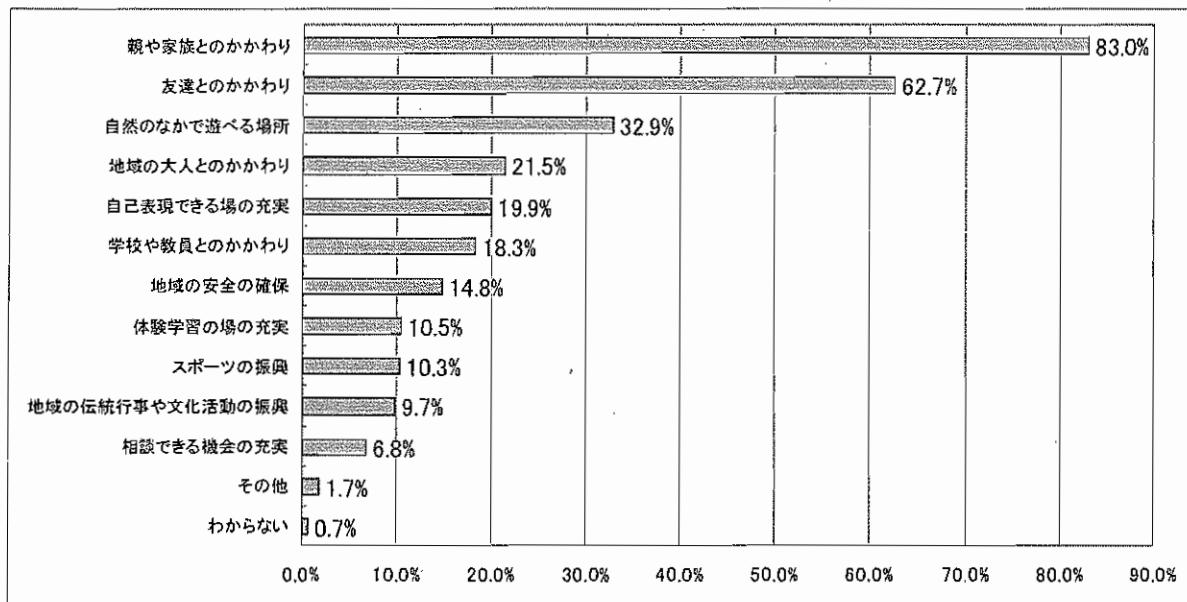


Q4 子どもの育ちに重要なこと

子どもがいきいきと育つために、特に重要だと思うものを3つ選んでください。

「親や家族とのかかわり」を選んだ人がもっと多く、83%が選びました。次に、「友達とのかかわり」が62.7%と続いており、これら上位2つが他の項目よりも大きく選ばれており、皆さんが人との関わりを重要と考えていることがわかります。

「その他」としては、教育方法や勉強に関することで5人、夢を持てるような社会(4人)、大人自身が余裕を持って手本となること(3人)などでした。

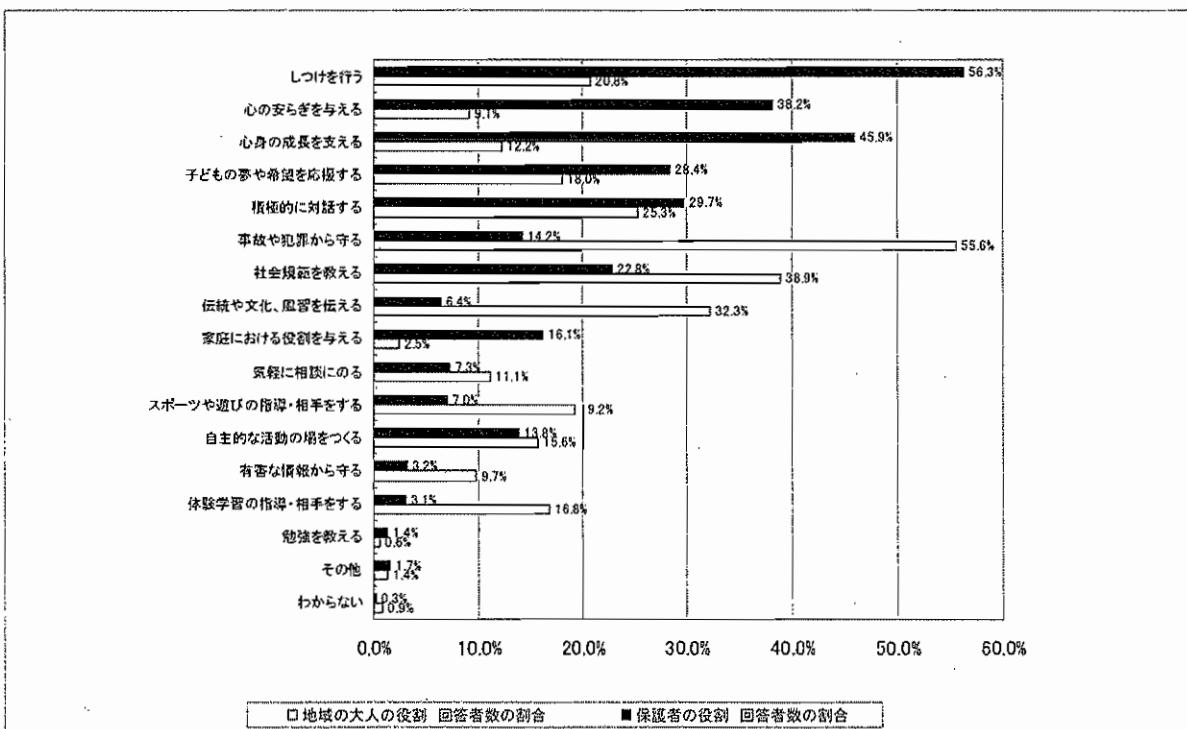


Q 5 保護者の役割

子どもがいきいきと育つために、親や保護者の役割として大切だと思うものを3つ選んでください。

Q 6 地域の大人の役割

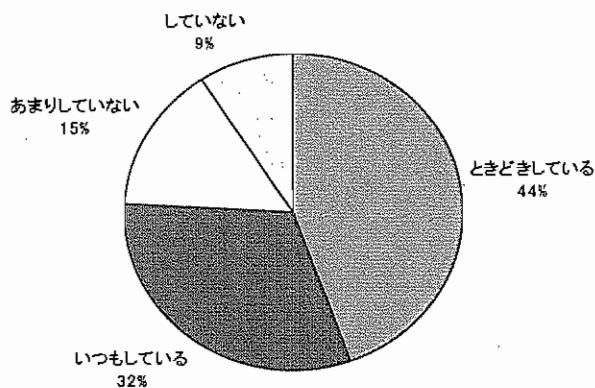
子どもがいきいきと育つために、地域の大人の役割として、大切だと思うものを3つ選んでください。



同じ選択肢を用いて、保護者の役割と地域の大人の役割についての意識を尋ねました。保護者の役割であると認識されているのは、「しつけを行う」56.3%、「心身の成長を支える」45.9%、「心の安らぎを与える」38.2%です。地域の大人の役割としては、「事故や犯罪から守る」55.6%、「社会規範を教える」38.9%、「伝統や文化、風習を伝える」32.3%でした。

Q7 あいさつ

あなたは近所の子どもとあいさつをしていますか。



「いつもしている」「ときどきしている」の合計で75.9%という多くの方が、子どもとあいさつを交わしており、心強い結果となりました。

なお、後述のQ10自由回答の中には、近所に子どもがいないと記されたものがあり、「挨拶していない」人の中には、挨拶する相手がいない状況が含まれていると考えられます。

Q8 参加したことがある活動

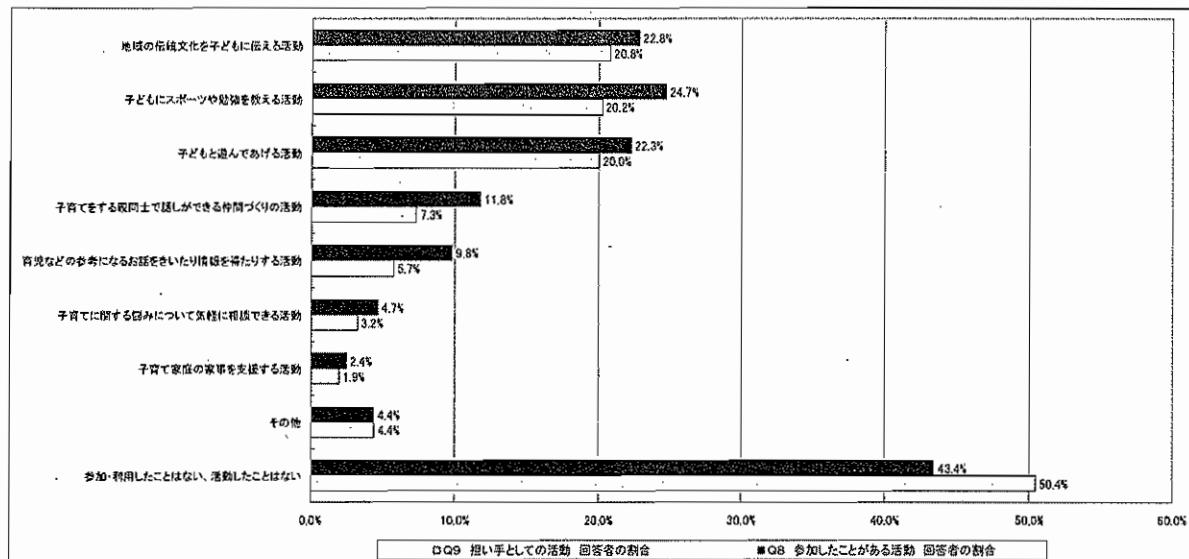
地域社会における、子どもや子育てに関する活動にあなたや子どもが参加したり・利用したりしたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答)

Q9 担い手としての活動

地域社会における子どもや子育てに関する活動の担い手として、どんな活動をしたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答)

Q9 担い手としてどんな活動をしたことがあるか、については、もっとも多かったのが、「地域の伝統文化を子どもに伝える活動」20.8%でした。次に「子どもにスポーツや勉強を教える活動」20.2%、「子どもと遊んであげる活動」20.0%でした。

Q8とQ9において、「参加・利用したことがない」かつ「活動したことない」人は、39人(38.1%)でした。年代別では、20代:65.9%、30代:45.0%、40代:30.0%、50代:34.1%、60代:36.3%、70代以上:29.3%であり、高齢者世代ほど、地域社会での子育て支援活動等に参加・利用したり、活動の担い手となったりしています。



Q10 心がけていること

子どもがいきいきと育つために、あなたが心がけていたり、心がけようと思ったりすることがあれば、おきかせください。(自由回答)

皆さんのが心がけていることとして、461件のご回答をいただきました。その回答の内容の主旨を13に分類した結果を多いものから紹介すると次のとおりでした。(回答にはいくつかの要素が含まれているので、合計件数が多くなります。)

- 1、「挨拶をする」 125件 (27.1%)
- 2、「対話する・傾聴する」 85件 (18.4%)
- 3、「しつける・善悪や危険を教える・注意する」 81件 (17.6%)
- 4、「尊重する、対等に扱う」 53件 (11.5%)
- 5、「まずは大人が見本となる行動を示す」 50件 (10.8%)
- 6、「地域の活動に参加する」 47件 (10.2%)
- 7、「生活環境整備(規則正しい生活、遊べる環境、経済的安定など)」 43件 (9.3%)
- 8、「やりたいことを応援する」 33件 (7.2%)
- 9、「一緒に過ごす、スキンシップ」 28件 (6.1%)
- 10、「体験させる(遊び、関わり)」 22件 (4.8%)
- 11、「見守る・観察する」 21件 (4.6%)
- 12、「ほめる」 16件 (3.5%)
- 13、「他人の子育て支援」 8件 (1.7%)

いただいた回答の多くは、子どもの「自己肯定感」を高めるものと考えられます。

「挨拶」を回答した方のなかには、家庭内だけでなく、近所の子どもに対しても行っていると

いう意見がありました。一方、犯罪に疑われたり警戒されたりするため「挨拶や声かけをしにくい」という回答もありました。

5番目に多かった「まずは大人が見本となる行動を示す」回答には、私たち大人自身が正しい行動をすることや、明るく楽しい気持ちや余裕をもって子どもに接することなどの答えがありました。

5 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見に対する県の取組状況

平成24年度第2回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
 日時:平成24年9月13日(木) 10:00~12:00
 場所:勤労者福祉会館B階特別会議室(三重県津市栄町1丁目)

NO.	意 見	取組状況(平成24年9月現在)
1	子どものいじめに関する事例記載が見られない。	社会問題となっている虐待やいじめに関して、学校や家庭、地域社会の大人や関係機関が連携した取組の必要性について記述しました。教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談体制を確立するとともに、いじめ相談電話等を実施しています。
2	こどもほっとダイヤルの受付時間教えてほしい。また、他のホットラインとの棲み分けがよく分からない。	平成24年2月に開設した、「こどもほっとダイヤル」は、午後1時から午後9時まで、年末年始を除く毎日、相談を受け付けています。子どもが相談できる窓口は他にも設置されていますが、子どもの専用の相談窓口として、また、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、専門的な対応が必要な場合に関係機関につなぐ窓口として、他の窓口にない機能を果たしていると考えています。
3	こどもほっとダイヤル設置の利点は何か。県の自己満足ではないか。	子どもが相談できる窓口は他にも設置されていますが、子どもの専用の相談窓口として、また、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、専門的な対応が必要な場合に関係機関につなぐ窓口として、他の窓口にない機能を果たしていると考えています。
4	三重県の子ども施策についての報告は素晴らしいと思うが、学校現場や地域の実態とはかけ離れた印象を受ける。大人が本気で子どもに関わる体制ができていない。	「みえの子育ちサポーター」を養成するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」や市町等さまざまな主体と連携して、地域で子どもの育ちを見守り支える取組を進めています。
5	「子ども条例」ができたことで、実際子どもたちにどのような変化が見られたのか。子どもたちに、どこまで届いているのか検証していただきたい。	子どもの生活実態や意識、とりまく大人の意識や社会の状況について、平成24年3月に「みえの子ども白書2012」としてまとめましたが、今後も定期的に調査を実施し、子どもの生活実態や意識の変化を調査・把握し、子ども条例に基づく県の取組に活かしていきます。
6	「子ども条例」施行によって、子どもの幸せを達成できているのか、是非子ども目線で確認をお願いしたい。	子どもの生活実態や意識、とりまく大人の意識や社会の状況について、平成24年3月に「みえの子ども白書2012」としてまとめましたが、今後も定期的に調査を実施し、子どもの生活実態や意識の変化を調査・把握し、子ども条例に基づく県の取組に活かしていきます。
7	シングルの親が増加しており、行政側から「～してもらえる」という受け身的な意識を強く持ってしまうケースが多い。「共に支え合う」という相互的な支援を意識づけしていきたい。	ひとり親家庭の自立支援のため、経済的支援、就業支援などについて取り組んでいます。 また、平成24年度から母子福祉センターが実施するひとり親家庭同士の情報交換会の開催を拡大するなど、孤立しがちなひとり親の支援を促進しています。
8	施設における職員や児相に配置されている児童福祉司、児童心理司の数が少ない。	施設については、平成24年度から配置人員の引上げがなされ、順次職員の充実が図られており、措置費制度の中で、施設の運営を支援しています。 また、児童相談所については、児童虐待対応を始め相談業務は年々増加し、その内容も複雑・多様化してきており、職員の増員を図っていますが、より一層の体制の整備を図るため、全国児童相談所長会から国に対し、児童福祉司配置基準のさらなる充実、児童心理司等の専門職の配置基準の明確化を要望しているところであり、今後とも体制の充実に努めてまいります。

9	施設内虐待についての対応が遅れている。職員の質を向上してほしい。	処遇困難な児童が増加している中、施設職員の能力向上は喫緊の課題と捉えています。児童相談センターにおいては、児童養護施設職員等を対象とする研修の充実を図るとともに、施設内における研修を支援しているところです。
10	児相からだけの視点ではなく、市町が共に研修し高めていくという姿勢があるのか。	平成23年度に児童相談所職員研修を職種・経験等に応じた研修体系に見直し、市町職員を対象とする研修の充実を図るとともに、各市町と定期的に協議を行ない、職員の育成を始めとする児童相談体制の強化を支援しているところです。
11	各市町において、子育て支援についての取組は進んでいると思われるが、施設での職員勤続年数の平均が4年という現実がある。職員の資質向上に努めているが、子どもを単純に叱責して更生するというような実態ではない。養護施設の実態について、よく理解していただきたい。	県内の児童養護施設等の施設長で構成される三重県児童養護施設協議会との間で毎月意見交換を行い、情報の共有に努めています。
12	現実は厳しい。目の前で困っている子どもに対し、何の手立てもできないことがはがゆい。子ども自身への施策も大切であるが、保護者への支援体制の充実を図ってほしい。保護者に対し、親としての研修を深めていけるような取組をお願いしたい。	安心して出産・子育てができるよう、妊娠中から産科や小児科等の医療機関、市町、県が連携し親子支援体制づくりに取り組んでいます。また、市町において安定した親子関係を保てるよう、乳幼児健診や親子教室等機会をとらえ親支援に取り組んでいます。 また、子育てに対する不安に対しては、子育て中の親の悩みの共有や連携を図るため、親なびリーフレットを活用して「親なび講座」の開催を行うなど、子育てに対する不安解消に努めています。
13	現在、小さく産まれてくる子どもが増加傾向にある。また、障がいを持って産まれてくる子どもも多い。その子を育てるにあたって、親としてどのように対応したらよいか迷い悩むケースが増加している。このような親への支援に関する課題があると思われる。すべての親が、安心して子育てできる体制づくりが必要。	児童相談所においては、「子育てに困っている」方に対し、保護者の困り感に寄り添い、ケースの置かれている状況・課題を保護者とともに考え、市町等の関係機関と連携して、生活レベルからの具体的な支援を行っています。 また、障がいや疾病のあるお子様については、医療、福祉、教育等関係機関の連携が大切であり、県としても引き続き長期療養の必要な児童について支援して行きます。
14	子どもを保護するだけでなく、育てる親への教育をきちんとしていく事が重要。	児童相談所においては、施設入所等保護を必要とする児童については保護を行った上で保護者に対し家族関係についての指導を実施してしており、保護に至らない児童の保護者に対しても問題解決のための助言指導を行っているところです。また、少子化、核家族等により育児経験がない親も多く、将来、親となる思春期の子どもたちを対象に、家族観の醸成を育み自立に向け、思春期教室を開催するとともに、子どもたちに関わる関係者を対象に思春期保健指導セミナーを開催し、思春期保健の性感染症や人工妊娠中絶等課題解決に向けた取組を進めています。
15	児童虐待等について、行政、子育て支援課等と連携し、シングルマザーについての支援を続けていきたいと思う。	県内の各市町において、母子健康手帳交付時の面談、乳児家庭全戸訪問事業を通し、孤立しがちな母親や不安を抱えている母親に子育ての情報提供を行う等支援が行われています。県としても、地域格差の無い支援が受けられるよう、毎年、実施状況を確認し機会を捉え未実施市町へ支援の充実について依頼しています。